

教育民生常任委員会 記録

1 開会日時 令和7年9月10日（水）午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

請願第1号 小規模特認校制度について

議案第65号 三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

議案第70号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）

議案第71号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

所管事務調査 医療的ケア児にかかる市内の現状について

4 出席委員 新田真一、月橋寿文、重信好範、藤岡一弘、増田誠宏、國重清隆、片岡宏文

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【教 育 部】宮脇教育部長、豊田教育部次長、渡部教育企画課長、高野教育企画係長

【子育て支援部】中村子育て支援部長、柳保育課長、向井保育係長

【市 民 部】松本市民部長、藤田課税課長、奥野市民税係長、今井資産税係長

【福祉保健部】菅原福祉保健部長、白附社会福祉課長、大原健康推進課長、可部障害者福祉係長、
松家健康推進係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○新田委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。

本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの教育民生常任委員会の令和7年9月定例会のフォルダにございます、審査順の通り行いたいと思います。十分な審査を効率的に行っていきたいと思いますので円滑な進行に皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ここで、審査に入ります前に1点、報告と確認を行わせていただきます。先の行われました、議会一般質問において、意見聴取を行った地域に、教育民生常任委員会として、6月定例会の報告を行っていないではないかという発言がございました。6月議会の報告につきましては、7月29日、意見聴取を行いました、当該地域の自治連会長さんに、その経過、結果については報告を行ったところであります。それにつきましては、皆様には、翌日7月30日に、こういうふうに教育民生常任委員会としては6月議会の報告を行ったということを皆さんに報告した通りでございます。以上、確認をお願いいたします。

それでは、本日の委員会では、初めに請願1件について、提出者から請願を提出されたその趣旨、内容

等の説明をしていただき、委員から質疑を行います。その後、所管部署である教育部から、この請願に対する市の見解などのヒアリングを行い、委員会から質疑を行います。次に子育て支援部の議案2件及び市民部の議案1件について審査を行い、その後、所管事務調査を実施します。以上の日程で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしとのことですので、そのように進めさせていただきます。

それでは審査に入ります。請願第1号「小規模特認校制度について」の審査を行います。本日は請願提出者の「河内小学校を考える会」の皆様にお越しいただきました。ご多用の中おいていただき、誠にありがとうございます。

初めに、請願書の内容について説明をしていただき、その後、委員の方から質疑を行わせていただきます。時間は説明と質疑を合わせて、30分程度を予定させていただいております。また、本日の委員会審査はケーブルテレビでも中継されております。映像やマイクによる音声の収録等の関係もございますので、発言はすべて着座のままお願いいたします。なお、発言される際は委員長と挙手をしてください。私から指名いたしますので、その後、発言を始めさせていただきます。よろしいでしょうか。それでは挙手し、説明をお願いいたします。

堂前会長。

○堂前会長 今日は皆様には、このような場を設けていただき大変ありがとうございます。それでは、小規模特認校制度についての請願ということで、説明をさせていただきます。

私たちは、今年1月、2月と自治連の定例会の中で、三次市教育委員会の方から再配置についての説明を受けました。さらに、新聞発表が3月にあり、そして6月にはまた河内地区として教育委員会との話し合いを、考える会として集まりを持ちました。そういう中で私たちは、今回の再配置の中で一番注目したのは、小規模特認校制度を決めたことだと思います。つまり、特定の学校を特認校と指定し、少人数での教育のよさを生かした、きめ細やかな指導や特色ある教育を行うものです。この制度で何が生まれるか。また、得られるかというと、子どもたち一人一人が主人公となる授業ができ、それが三次市の教育の大きな目玉となるんではないかと、またその可能性があるからと感じました。特認校の特徴は、学校、保護者、地域が、強いトライアングルを形成することで運営できると思っています。私たちの本当に身近で、このモデルとなるものがあるからこそいえると思います。三次中学校区で始まったコミュニティスクール、このコミュニティスクールの理念というものは、地域とともにある学校、そして学校と協力して、子どもたちの教育を支える体制ができている。そして地域ぐるみで子どもを育てるというものです。私たち、今回、河内地区内外から1,000名以上の応援をいただいた。この声が今、この河内のこの姿だと思っています。この請願項目の中にある、しっかりと保護者、地域と話し合う場を作り、検討してもらうよう、議員の皆様の働きかけを、よろしくお願いいたします。以上です。ありがとうございました。

○新田委員長 ありがとうございました。それでは、質疑を願います。

國重委員。

○國重委員 今日はどうもありがとうございます。実は私も河内のことですね、いろいろ親戚もありましてですね、詳しくやっております。その中においてですね、素晴らしいなということがありまして、本当に先ほど言われたように、地域と学校がですね、1つになって、いろんな事業をされてると。これ非常に素晴らしいことだと私も思います。1点ほどお聞きしたいんですが、その中で、この事業も継続していきたいなというのがありましたら1点ほど教えていただきたいんですが。

○新田委員長 戸田さん。

○戸田さん 河内小学校保護者代表の戸田一幸と申します。よろしくお願ひます。今、國重委員がおっしゃられたように、河内小学校は非常にコミュニティスクールが始まる以前からですね、地域の方と保護者と学校と三位一体になった事業というのをずっと手がけております。我々としては、特別なことをしているという認識はないんですけども、やはり改めて今回こういったこともありますし、以前からもそうすけども、河内小学校はどういったことをやっていたのかなっていう振り返る中で、やっぱり他校にも自慢できるというのがたくさんありますし、請願書の中にもちょっと書いてありますので、やってる行事 자체はですね、かなりあるんですけども、やはりこれはちょっと小規模だからこそというところあるんですが、地域と一緒にになって行う運動会だったりとか、ふれあい祭りでの発表会。これはもう当然皆さん楽しみにしてらっしゃいますし、子どももそういった見てもらえる場があるというところですごく励みになって、ますます子どもの成長に繋がっていると思います。あとはですね、河内といいますか、三次はやっぱり自然が豊かなところですので、その中で河内でやっている行事の大きなものとしましてはですね、菊の生産をですね、地域の方に指導をいただきまして、これかなり前から行っておりまして、実際に児童たちが菊をいちから育てまして、それをですね、まず河内の平和の慰靈祭ですね、そちらの方に献花を行う。そして8月6日の平和公園の平和祈念式典への献花というのは実際に児童が出向いてですね、自分たちで育てた菊というのを献花をしまして、改めて平和に対する考える場というところを児童たちはしっかりと胸に刻んで作っているというところでございます。それに加えて河内は川も自然豊かですので、これも有志の方とずっと行っていますイカダ下りですね。西城川。こちらですね、自分たちで作ったイカダで地域の方と一緒に川に実際に入つて下るというところで、近年なかなか川にちょっと危険があるということで、なかなかちょっと接する機会も減ってきてると思うんですけども、当然その危険さも、地域の方に教えていただきながら、子どもたちも楽しさとその危険さというのを自分たちで体験していくと。これがやっぱり成長に繋がるかなというところになっているかと思います。なのでこれ本当1例なんんですけども、やはり学校の授業プラスとしたところで、地域の人たちと一緒に自然と知識と郷土を使った授業というのを、やはりこれはですね、もうなくすには、もう非常に重大な損失だというふうに思っておりますので、そこは本当、もっともっと時間を使ってご紹介したいんですけども、こここの地域に見られて支えられてと

いうところは、しっかり残していきたい。むしろ広げていきたいというふうに思っております。以上です。

○新田委員長 その他、質疑をお願いいたします。

片岡委員。

○片岡委員 ありがとうございます。私の方から2点お伺いしたいと思います。これまで河内小学校、非常にすばらしい取組をされてきたというふうに思っております。そんな中で、今まで取組をされた中で、県外の方であったりとか、この河内小学校に通わせたいなあと思って移住されたケースがあったのかというのが1点と、今三次市においては学区自由化でございますので、この校区外からどのぐらいの方が来られているケースがあるのか、この2点をお伺いしたいと思います。

○新田委員長 戸田さん。

○戸田さん ありがとうございます。実際、現在の児童数で言いますと、他地域から、河内小学校を望んでこられている児童はですね、今12名児童いますけども、そのうち3名いらっしゃいます。過去にですね、地区外からということで、実際に広島県内で移住を考えられてまして、あちこち、世羅町含めて他の市町村もいろんなところ見られて、実際小学校、やはり小学校が一番ということで、小学校を見て決めたいという意向があられた保護者が、河内小学校に実際に見学にこられて、子どもがすぐに気に入ったということで、実際にこの学校に通いたいから河内地区に移住をされた方も今現在児童の中にもいらっしゃいますので、まだ現在小学校の子どもさんにはなってませんけども、実際にまた同じようにですね、河内の自然に引かれて移住されたという方もいらっしゃいます。過去卒業された方には、当然何名もいらっしゃるんですけども、実際自由学区が三次市に制度が採用されていますので、河内小学校はですね、4年前からオープンスクールを開催しております、ちょっと河内町外の方に見ていただくという機会をしてる中ですね、実際ちょっとスケジュールが合わなかつたりとかというところで、そのオープンスクール自体にはこられてない方もいらっしゃるんですけども、問い合わせ 자체はですね、正直やはりオープンスクール始めてからかなりありますんで、中には本当に来たいと思うんだけども、やっぱりその距離の問題だつたりとか、実際にちょっと1歩踏み出せないというところがあって、実現に至らなかつたっていう例もですね、この数年だけでも結構件数ありますので、実際のところで言えば移住者も含めて10名以上は、この4年間の中でも、河内小学校に、もう本当に目を向けてっていう、その考えていいただいた方はいらっしゃいました。

○新田委員長 堂前会長。

○堂前会長 補足としてですね。今、河内は約10年ぐらい前から集落支援制度を取り入れてですね、そういう中で、集落支援員さんの空き家対策と同時に地域内が呼びかけてですね、今新しく、もうつい最近では、タイから移住してきておられて、家族も、また次の予備軍として今おられます。さらに、今の他の学区から来られた方もですね、オープンスクール等を見てですね、実は自分とこの子どもは、そこでなかなか馴染めないで困っていたんですが、この河内のこの雰囲気、または放課後子ども教室とか、いろんな事

案を見てですね、判断されて、今もう帰ってきて子どもの姿がですね、変わったといって報告されたこともあります。以上です。

○新田委員長 他にございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 本日はありがとうございます。私の方からは4点質問があるんですけれども、ちょっと前半2点質問をさせていただきます。質問内容は、この請願項目1、2の中から質問をさせていただきます。まず、請願項目1の2段目のところにですね、保護者、地域の意見をしっかりと聞き取った上でというふうにございます。この、保護者、地域の方から意見を聞いた上でこの小規模特認校の制度を作っていただきたいという趣旨かと思うんですけれども、その聞き取り方ですよね。例えばアンケートを取った方がいいんじゃないかだとか、または各地区で意見を聴取する、説明会、意見交換会を開いて欲しいだとか、どういった手法がふさわしいというようなお考えがあるのかということをまず1点目にお聞きしたいと思います。2点目といたしまして、3段落目以降ですね。請願項目の1の三次市としての小規模特認校の目的と内容を具体的に提示するようというふうにございます。そのままの意味だと思うんですけれども、時期ですね。これまでの先日の一般質問ではありましたが、またこれまで地域での説明会もそうなんですけれども、現在の三次市、そして三次市教育委員会の説明によると、まだ概要は大きくは決まってないという説明だと思います。そういった状況の中で、この時期までに具体的な内容を示して欲しいというような期限のようなものがあるのか、お聞きしたいと思います。まず2点お願ひいたします。

○新田委員長 堂前会長。

○堂前会長 まず1点目ですね、保護者、地域の意見をしっかりと聞き取った上でということに関してはですね、6月の懇談会の中でも、この特認校についての意見は自分たちも含めてですね、言ふんですが、その意見交換にならないんですよね。もう特認校に特化したその話し合いというのがですね、なかなかそこの場で話が交わらない。この雰囲気は何だろうかというのでですね、ずっと自分たちも考えたんですよ。後から聞いたところによると、特認校についての情報収集がまだできないふうな説明だったんですよね。自分たちも特認校についていろいろ、そんなにたくさんの情報を持っているわけじゃないんですよね。あちこち出かけていって、その話を聞いたり、つい最近も、実はよその方へ行って特認校の現状を見て帰ったこともあったんですが、やっぱり、それぞれの地域によって、特認校というのは、それぞれの市で単独でいろんなことを決める事ができるってなってますよね。だからいろんなところで、その特認校に対する設立の段階から差があるというのをすごく感じたんですよね。ある地域では、今の複式学級があることが前提で、さらに5年以内に複式学級になるというのがその特認校設置の条件とか、そういう決まり事があって、今の三次市の中では、この間の議会の答弁を聞いてると、今の完全複式校では考えていないというふうな答弁を聞いたんで、やっぱそれぞれの地域でのその思いというのが大分違うなと思って聞きました。今回私たちがこういうのを出すことによって、今まで三次市全体にその特認校という情報が、

あんまり広がってないというのもあって、これがいろんなところの小規模校の中で、またその地域、または保護者の中でいろんな話が出てくれば、本当に三次市にとって、本当の、先ほどお話したように、この目玉となるような、この県北で目玉となるような特認校ができる良いきっかけになればと思ってます。それともう1つの、時期についてはですね、実は3月の案が出た後から今約半年経ちましたよね。今保護者の中で不安なのは、この河内小学校の先行きがどうなるかということなんですね。もう半年経った時点で、こうやって自分たちはこうやって請願を出す。一方で市のこの進み具合、まだ再配置のことでも、いろいろなところで話が前がいってないというのも聞くことによってですね、河内は令和9年から再配置の対象校となっています。そういう中で、半年以上引っ張っても、まだ具体的なものが出てこないこの状況をですね、もう少しこう、それはおそらくしっかりと地域と市との話し合いが十分に進んでないからだじやないかと、自分たちは感じているんですね。話し合いの回数などを見たらですね、たくさんの話し合いをいろんなところで持たれてるのをうちらもよく知っています。でも、それは再配置と同時にこの特認校についての話し合いの場を積極的にも、もっと持ってもらってですね、三次市がどこにも恥じない、どこにも負けないものを作るためにには必要じゃないかと思ってます。で、余計もっともっとこの短い期間で話し合いができるものを作りたい。そういう思いです。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 ということは、例えば保護者地域の意見をしっかりと聞き取った上でというところは、手法は特にはこだわりというか、アンケートだとか、またそういう説明会を開いてくださいというのは、また、そういう具体的なものはまだの段階というところでいいですか。もう1つの具体的にその概要であったりだとか内容という時期についてはできるだけ早くという認識でよろしいでしょうか。というのも、さっきの一般質問の中で、仮にですよ。仮に、河内小学校がもし小規模特認校として、その今の河内地区に残っていく場合はそこに通わせたい保護者さんもいらっしゃる。ただ、現実問題として、この今年の11月、12月には次に行かせる小学校を考えないといけないと。もしかしたら、その地域の中にも、もし河内地区の中に小学校が再配置によってなくなるのであれば、要は途中から転校するんではなくて、最初から統合先となる学校に行かせたいという保護者さんもいらっしゃるので早く決めて欲しいというご意見もあったわけです。そこについて、できるだけ早くというところでよろしいでしょうか。

○新田委員長 戸田さん。

○戸田さん 堂前さんの補足といいますか、保護者の意見としてはですね、教育委員会と今まで春からですね、何回か協議してるんですけども、そこでもうすでにちょっとお願いはしているんですが、今、藤岡委員おっしゃったように、当然、もう今年の11月にはですね、おそらく11月になると思うんですけども、来年度入学される子どもたち、もしくは転校、転入等ですね、考えられる子どもたちっていうのが届け出を出すというのが、おそらく今年の11月頃ではないかなと例年であれば思います。それで令和9年度から統廃合という計画が今出ている中で、当然、じゃあ来年うちの子が一体どこの学校に行けばいいんだろう

かつていう実際に、そうおっしゃる保護者がいらっしゃいます。私たちとしてもですね、自分の子どもたちも通ってますし、そういった人たちに、情報をしっかりとこう伝えていきたい、話をしていきたいという中で、もう春からずっとお願いしてるのは、やはりこの小規模特認校で、実際はもう時間経つてしまって今9月現在で、特段小規模特認校の概要とかですね、判断基準ってのは出てませんけども、当初からずっとお願いしたのは、この秋ですね、その判断できるまでに、ある程度の道筋というところは出していただきたいっていうのをずっとお願いしたんですよ。なので、もうちょっと今9月現在ですので、非常に時間的には難しいとは思うんですけども、やはりこの10月、11月までに、その当事者たちがですね、判断できるような、ある程度の情報というのは、今こういう協議をしてますよというレベルでもいいので、しっかりと出していただきたいなというところがあるのと、あと2番目に小規模特認を希望する地域を候補とするって書いたのもですね、今のおっしゃったように、議論の仕方なんんですけども、何がいいのかってのは正直私たちは正解がちょっとわからない状態なんすけども、やはり幅広く議論していくにはどうしても時間がかかるてしまうというのもあるので、やはりある程度のものを出していただかないと、こちらからもこうして欲しいとかこれがいいんじゃないかという議論もできませんしというのもあったりすると思うんで例えば、もう希望する地域を中心にそういった議論だったり精度の向上をしていくとかっていうと、有識者を集めてするとかっていう方法でもしていかないと、ちょっと時間的に非常に間に合わないんじゃないかなというところと、我々もずっとこの決める材料がずっとないという不安の中で、当事者としてはちょっとやはり、そこが一番心配というところがありますので、請願としてはそういった意味を込めて今回ちょっと改めて議員さんの力というのはすごく皆さん大きいと思ってますし、当然市民の代表ということで僕たちもお願いしたいと思ってますので、しっかりと議会の中で、そこは教育委員会の方にも、協議の場を作ってというところで、依頼をしていただきたいというふうに思っています。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 冒頭4点と言ったんですけども、1点減らして3点というところで、もう1点質問させていただきます。請願項目2のところで、河内地区のように小規模特認校を希望する地域を候補とするようございます。これ確認という意味での質問なんすけれども、河内地区、今河内小学校のある河内地区も含めた、例えば他の学校区もありますよね。希望するすべての地域をまず候補としてくださいという意味と捉えてよろしいのか、これは確認で1点質問させていただければと思います。

○新田委員長 堂前会長。

○堂前会長 その通りです。そういうふうな議論が三次で活発になればなるほど、三次市にとってはいいと思っています。

○新田委員長 その他質疑ございますか。

増田委員。

○増田委員 ありがとうございます。行事とかオープンスクールも公開してくださってるんで、いろんな

河内の中の行事とかいうのは見させていただいておりますし、それありがたいことだと思っております。そうした中でちょっと質問としては、ちょっと根本的な部分なんですけど、請願事項1とともに、どちらとも働きかけをすること、行うことっていうふうになってますが、これ議会はっていう意味で書かれてるんだと思います。議会は働きかけをすることっていう部分で、先ほど直前のご回答で、市民の代表として協議の場をというような部分はちょっとお答えいただいたんですけど、全般的な部分として、議会として、内容の働きかけというのはもう請願事項に書いてありますけど、どのような働きかけを、手法というか、働きかけをしたらいいというふうな感じでちょっと考えてらっしゃるのか、もしちょっと具体的なものがあるんだったらお答えいただければと思います。

○新田委員長 山田さん。

○山田さん 私どもが請願項目でお願いをさせてもらってる働きかけというのは、議会の方では、執行権、提案権がありませんということを承知をしておりまして、議会の方でお願いができることは、市行政に対して、ここでは教育委員会に対して、この現下の小学校、中学校の生徒数児童数が減少していく中での対応として、議員の皆さんに問題意識を持っていただくということも含めてですね、私たちの要望というのは、この特認校を希望する地域において、特認校の設置を検討、また、その設置をお願いしたいという要望でございますので、議会の方から市行政に対して、特に私どもの方がお答えさせてもらいましたように、希望する地域において、教育委員会が積極的にその地域へ入っていく、また地域の皆さん、また学校の関係者の皆様、PTAでもありますけども、その方々との協議をする中で、特認校をどう設置していくかということをですね、教育委員会の方でやっていただく。そのサポートしていただくというか、プッシュをしていただくというか、それが議会の方で行われる1つの大きな力ではないかなというふうに思っておりまして、ぜひ、議会から行政に対して、そういった働きかけをですね、今申し上げました働きかけをしていただければということでの請願でございます。

○新田委員長 他にございますか。

重信委員。

○重信委員 本日はありがとうございます。私も再配置計画の説明会、また、この委員会ですね、意見聴取に行かしていただき本当にありがとうございます。1点ほど、説明会の折にですね、堂前会長から教育長への質問があったと思うんですが、小規模特認校として残してくれないかというご質問があったと思うんですが、教育長はあっさりシャッター閉めるようにですね、考えておりませんという言葉を発せられました。その言葉がきっかけになって本日の請願だったかと思いますが、その言葉に対しての思いをお聞かせください。

○新田委員長 堂前会長。

○堂前会長 あのときはですね、おそらく教育長さんと自分たちの思いに大分ずれ違いがあったんじやないかと思うんです。何といっても、特認校という言葉が出たのは、本当3月と4月のぎりぎりだったんで

すね。その前から実は河内としての何回か教育委員会との話し合いは、何回か持ってるんですね。去年、それからその前の年とですね。そういうときにも、特認校制度というのを考えてもらえんだろうかという要望は出していたんですよ。でも考えておりませんというずっと返答だったのが、今回それがポツと出てきたわけで、自分たちはその時、初めてその特認校という言葉が歩き出したなと思ってですね、それから、情報収集をして特認校制度ってどれだけの人がこの三次市にとって影響があるかというのを調べてですね、すぐ出かけていって、ある市へ出かけていったり、よその市も出かけていったり情報も収集をしたりとですね、それで、そこには大分この市と市の思いにばらつきがあるのをすごく感じてですね、これは簡単に克服できるもんではないと思って、この間のときに話、要望出しても教育長さんはすんなりとは、これ答えられない事案というのはよくわかってたんですが、まず話を出すことによって、お互い考える、この一番のスタートにしたかったというので話を出しました。そのあと、この考える会としてですね、出した意見を具体的にこういうふうにするためにはどういうふうにすればいいのか、しっかりと考える会で、そのすぐ2日後に集まってですね、もうそれから何回か集まる中で、河内は幸いなことに保護者だけ、地域だけというふうな会は持っておりません。地域まるごと考える会として、いろいろな意見を出してもらってですね、地域のみんなの総意として、こういうふうな感じで、特認校制度について、これ素晴らしいものだから要望していこうじゃないかというふうに至ったということあります。

○新田委員長 他にございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 今日はありがとうございます。私、自身が田舎で子育てをしたいということで、Iタンでこの三次に来て子どもを育てていったという経験があるので、その観点からちょっと質問させていただきたいんですけども、先ほど少し言われてましたけど、移住者の受け入れですよね。移住者がそこに住みたいてなったときの住める空き家とか、移住のサポート体制っていうのが、ちょっとどのようになっているかということが1点と、あと私の子どもも閉校になった学校で少人数10人ぐらいの児童数で閉校になった宇賀小学校というところに通ってて、統合という形になったんですが、そのときの経験がありますので、皆さんのが思っている小規模っていうのは、どれぐらいの人数って思われてるのか、現状の今の12人ですよね、それがどういうふうに思われてるのか、ちょっとお聞きします。

○新田委員長 山田さん。

○山田さん まず移住者の受け入れなんですけども、市内でいえば少し遅れましたけども、河内の中にも集落支援員が1人、市の方の委嘱で、週に何日か通勤をしていただいて、お仕事をしていただいてですね、特に定住化対策、空き家対策ということで、河内の空き家の調査とか、それから空き家を所有しておられる方々との接触とかですね、当然空き家情報バンクですか、これも市のまちづくり交通課とも連携をしてですね、河内の空き家の情報を集めながら、河内地区外からの所有者との調整とか、また、空き家バンクを利用された、活用された河内地区以外のですね、方々の問い合わせにも対応しながら、今実際、特に河

内5町あるわけですけども、小文町の方でこの空き家を求められてですね、転入をされた方々もいらっしゃいます。それがほとんど空き家は幸いに埋まってるわけですけども、なかなかその空き家があつても、十分人が住めるような状況の空き家ではない。相当な経費をかけてのリフォームをされないといけないという空き家もありますけども、即転入いただいて住めるという状態の空き家というのが、今1軒か2軒しかございませんけども、そういう集落支援の活動によって河内の方へ転入をいただく事例というは何件かございます。それから今もまちづくり交通課との提携、それから河内まちづくり連合会という自治組織がありますけども、こことの連携とかをしながらですね、河内にどのように転入をいただくかという活動をですね、今一生懸命させてもらっています。それと今サポートというのは、河内まちづくり連合会、集落支援員、それから三次市のまちづくり交通課等ですね、三者で連携をしながら、また多くの地域の各種団体の皆さんとも連携をしながら、河内への受け入れをですね、させてもらっております。

○新田委員長 戸田さん。

○戸田さん 小規模の規模っていうところのお答えになります。これはちょっと河内小学校の場合というところになるかと思いますけども、年々やはり減少してまして、児童数12名というところに今現在至っていますけども、オープンスクールを当初始めたときからもですね、その人数、一体幾らぐらいかっていう話も当然保護者ともしております、実際私今子ども通いだして9年目になります。小学校ですね。その間やはり児童数というのは、まずあの同じように推移したときもありますし、今、ここ数年は減ってますっていうところで、実際河内小学校は完全複式学級なんんですけども、先生方はちょっと非常に大変なんだろうなとは思うんですが、私この複式学級というのが、教育としてはすごく素晴らしい仕組みだと思ってまして、実際は私の子ども、河内地区の子どもたちは複式学級で育ってますけども、非常に上の子が下の子を支える、みんなで支えるというのが成り立ってまして、自主性がすごく育つ、いい仕組みなんじゃないかなというふうに実際に私は実感します。その中で、河内地区のいろんなサポートがありますので、それでもコミュニケーションだったり、そういうものを育てるという意味でいくと、人数としましては、規模としては20人から30人ぐらいが、正直、今までの経験から言いますと適しているといいますか、非常にうまく、小規模校として、子どもたちがしっかり目が届く環境で育っていけるっていうところでの希望なんじゃないかなというふうには思っております。

○新田委員長 山田さん。

○山田さん 先ほど戸田保護者代表の方からもありましたけども、35人学級、40人学級、各学年満杯として考えれば、例えば40人学級でしたら、40人×6学年の240人。これはおそらく認識とすれば中規模校になるかなと思うんですけども、35人学級でも、約100人に近い数字になろうかと思いますけども、6年生の中で、1、2年生か、3、4年生か、5、6年生の中で複式が生まれますと、ここでもうすでに小規模校として認識できるんではないかなと思っております。ですから普通20人から30人、戸田の方が申し上げましたけども、これが小規模校として認識できるんではないかなと思います。ただ、定義的にはこれは

教育委員会、文部科学省の中にもあるかもわかりませんけども、教育委員会の方でここまで的人数は小規模校、それから何人から何人までは中規模校というふうに、多分、教育委員会の方で定義づけられているだろうというふうに思います。

○新田委員長 それじゃ私の方から最後1点。子どもたちの今複式学級の話が出たんですが、行事は先ほど冒頭いろいろ聞かせていただきましたが、複式学級或いは小規模での学習の様子をですね、お母さんも来てらっしゃいますんで、子どもたちがどんなふうに学んでいるか答えていただければと思います。

田上さん。

○田上さん。子どもたちの学習の様子、先ほど戸田の方が言っていましたけど、本当に小規模って、もう全員がそれぞれの役割、もう授業に参加をしていないと授業が成り立たないんですね。なので、本当に休んでいる子がいない。もう常に1つの授業に対して、もう全員が頭をフル活用しながら授業に参加している。で、複式学級の中では、先生が主導で授業を進めていくのではなくって、ある程度の授業の流れがあって、それをその日のリーダーが、子どもの中にリーダーがいて、その子がリーダーシップをとって進行しながら、全員で意見を出して、その意見に対して意見を、自分の思いを伝える。またそれを1つの意見として聞くという、みんなそれぞれの役割を持ちながら授業が進んでいます。先生はその中で、もうファシリテーターですね、補助をする。なので、基本主体は子どもたちです。なので、やっぱりこの小規模の授業をすることで、本当に子どもたちの中で主体性、あとは、やっぱりその自分の意見をしっかりと言える、それをみんなに認めてもらえるっていう環境がすごく整っています。やっぱりそういう環境を、もうそれを6年間ずっと続けていくので、1年生から6年生になるまでの、もう授業の構成が、この6年間でものすごく培われています。やっぱり私こういう自分の思いを伝える、人の意見を受け入れる、その1つの意見として受け入れる、それに対して否定するのではなくって、受け入れて、自分はこう思うよとかっていう、この議論をするっていう、そういう力って、今の世の中にとてすごく大事だと思うんです。この複式学級で培われるこの力っていうのは。本当に今の時代にものすごく必要な力だと思っています。本当に人間の、この芯の部分ですね、そういうのが培われるためには、私は本当に複式学級が本当にものすごく今の時代に合っている学習方法だと思っています。

○新田委員長 それでは委員の皆さんよろしいですか。ないようでしたら以上で、請願提出者からの説明を。終わります。皆様大変ありがとうございました。どうぞ。ご退席ください。

(請願者退室、教育部入室)

○新田委員長 それでは続いて、請願書に対して所管部署であります、教育部に対するヒアリングを行います。教育部の説明を求めます。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 それではまず、小規模特認校制度について、ご説明したいと思います。この制度は、学校選択制の1つである特認校制を小規模校で実施するもので、特定の学校を特認校として指定し、少人数

での教育のよさを生かした、きめ細やかな指導や、特色ある教育を行うもので、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認めるものでございます。昨年度策定いたしました三次市立小中学校のあり方に関する基本方針は、令和6年度に策定した三次学びの共創プランの実現のため、すべての児童生徒にとつて魅力ある学校づくりに向けて取り組んでいくものでございます。その中で、学びの選択肢の広がりとして、小規模校において学びたい児童生徒など、多様な希望に応じる小規模特認校の導入について検討するとしております。具体的には、再配置計画の中で、小学生を対象に、1学年10人未満の規模で市内全域からの就学、転入学を認める学校を1校、令和9年度に開校することとしております。現在、設置場所を含めた制度設計の検討を行っているところでございます。お知らせできる段階になりましたらご報告させていただきたいと考えております。以上でございます。

○新田委員長 それでは質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 ちょっとまず、代理店的に最初に聞かせてもらうんですけど、先ほどご説明でこの請願事項について具体的な言及がなかったんですけど、この請願書全般的についてのご意見を少しご説明いただければと思います。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 河内地区の皆様から、小規模特認校につきましては、先般伺ったときもお話の方は聞いておりまして、それにつきまして、働きかけを行って欲しいというふうに議会の方に提出されるというふうに思っております。

○新田委員長 手続きはいいんですけど、中身について、これを受け取られて、どのように捉えられたかという中身だったと。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 中身でございますけれども、書いておられましたように、河内地区におかれましては、地域全体で河内小学校に対して、ご支援、ご協力賜っておりまして、大変感謝を申し上げてるところでございます。一方で、学びの共創プランを実現するために、先ほど申しましたように、教育委員会といたしまして、小規模特認校については検討させていただいておりまして、お知らせできる段階になりましたら、制度設計等はご報告したいというふうに考えておるところでございます。

○新田委員長 今、概略の制度設計は、具体的には何点か申されたと思いますが、10人未満、市内1校、再来年開校予定ですかね、それ以上はないということですか。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 現在のところはそのように考えております。

○新田委員長 他に質疑ございますか。

片岡委員。

○片岡委員 先ほどの説明でも特認校については現在あるところ、特に認めるということありますので、1点確認ですけど、現在ある学校を特認校にするという考え方いいのか。1回閉校になった学校、そこを特認校にもう1回し直すっていう考え方がないのか、その辺ちょっと確認でお願いします。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 建物とか場所という点につきましては、また新たに新築するということは考えておりませんので、既存の学校施設のいずれかに設置をするということになります。対象でございますけれども、やはり学びの共創プランでありますとか、今回の基本方針に沿いまして、すべての児童生徒が一定の規模で学ぶ環境整備をするということを前提として、完全複式学級の解消を最優先で取り組むこととしております。現在の完全複式校をそのまま小規模特認校として認定することは考えておりません。具体的に検討いたしますのには、再配置にご理解をいただきまして、一旦閉校していただくことが必要であると考えております。

○新田委員長 他にございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 先ほどの片岡委員の答弁のところがよくわからなかつたので、質問で言うとその既存の学校をまたは閉校、休校となっている建物ありますよね。今、既存のところはもちろん、今回小規模特認校の対象となるということはわかつたんですけど、閉校、休校となってる施設も、いわゆるその小規模特認校として、建物として使うという対象にはなるのかっていうところはどうなんですかね。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 建物としては、新しく、先ほど申しましたように、作るということは考えておりませんので、現在ある学校施設、休校とかのものも含んで、総合的に判断をさせていただくということになります。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 そこについてはよくわかりました。では請願項目の中から何点か質問をさせていただくんですけど、まず1つ目ですね。請願項目1のところに、今回小規模特認校制度を新しく設置するにあたっては保護者、地域の意見をしっかりと聞き取っていただきたいというところが盛り込まれています。概要的な制度設計については、まだこれから検討していくということで理解はしておりますが、今後もちろん小規模特認校制度を新しく設置して、児童の方を募集しますというときは、もちろん説明会であつたりだとか、開かれると思うんですけども、その前に、保護者、地域の方々に小規模特認校制度の上での説明会や意見聴取会、交換会というものは開かれる予定なのか。まずそれをお聞かせ願いたいと思います。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 小規模特認校制度そのものにつきましては、先ほど申し上げましたように、教育委員会の方で一定程度整理をさせていただく必要があるというふうに考えております。その後、例えばござい

ますけれども、どこかに決まりましたら、やはりコミュニティスクールということがございますので、地域の皆様とも話をしていきたいというふうに考えております。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 あと2点ほどあるんですけれども、まずはですね、1点目がですね、先ほどの請願項目1のところにですね、具体的に提示してくださいというふうに書いてあります。先ほどですね、時期というものはありませんかというふうにお聞きしたんですけれども、できるだけ早急に示していただきたいと。というのも、先の一般質問で同僚議員が言われていましたが、やはり、河内の学校に通わせたいという、希望される今保育所に通われている家庭もいらっしゃるので、今後的小学校選択にあたっても早目に示していただきたいというご意見がございました。先ほど改めて概要設計については、これから検証していくというところだったんですけれども、はつきり言うと、この特定の学校を特認校として指定するというふうに先ほど言われたんですけれども、この指定というのはいつ行われる予定なんですか。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 現在、具体的な制度設計等を行っておりますので、その進行状況を見てということもございますので、ちょっと今ここではいつというところは申し上げられませんけれども、令和9年の開校をめざして進めていきたいというふうに考えております。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 そこはわかるんですけれども、そういうご意見もあると。なので早めに示して欲しいというところもあるわけですよね。そこに対しての受け止めはどのようにお考えでしょうか。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 小規模で学びたいという方がいらっしゃって、今通学区域の自由化の制度を活用して、小規模の方の学校へ、小規模というか過小規模の方の学校へ入ってらっしゃる方もいらっしゃいます。そのような選択をしていただきながら、私どもも制度設計をして参りますので、令和9年をめざしていくというのが、現在申し上げられることでございます。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 2つ目の質問いきます。請願項目2のところで、河内地区のように小規模特認校を希望する地域を候補としてくださいと。これを意図、趣旨について質問をさせていただいたところ、河内地区も含むですね、我が地域の学校をぜひ小規模特認校として指定してくださいと。それを希望するどこの地域が候補となるんですけれども、その希望する地域すべてを候補としてくださいというところを求められているわけなんですね。現在最終的には1校にされるというところなんですけれども、この候補の選び方については、何か現段階で基準があつたりするんですかね。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 現段階で基準というのはございませんけれども、基本的には令和9年の開校をめざして

おりますので、その設置が可能なところということは一定程度思っております。

○新田委員長 他にございますか。

増田委員。

○増田委員 令和9年の開校をめざすっていう、再配置は絶対しますというご答弁ですよね。再配置計画は、よっぽど何か特別入数が増えない限りとかいう限り、再配置計画についてはしますっていう中の計画の1つが小規模特認校なんで、めざすっていう表現はちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですけど、令和9年には、もう必ず開校しますということでおろしいですか。再度お伺いします。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 再配置計画そのもののおっしゃるように、一環で小規模特認校ございます。ただ、計画の方にも書いておりますけれども、やはりスケジュール通り計画的に進めますけれども、保護者、地域の住民と丁寧な議論を行い、理解と協力を得て進めますということにしておりますので、めざすということをございます。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 わかりました。再配置計画自体が丁寧な議論するので、もしかしたら全体が遅れるかもしれないんで、小規模特認校についても遅れる可能性があるっていう意味ですよね。そういう意味で理解するんですが、小規模特認校という部分っていうのは完全複式をしない。場合によっては国の基準が県の基準かでいったら、もし入数が取れなかったら完全複式の状態になるかもしれないすけどしないっていうことは、加配でもして、すべて単式で実施するとなると、ちょっとクラスの規模数とか、そういった部分で、多少制約があると思うんですけど、これ今再配置計画の中にある学校で、令和9年まで閉校する学校、予定になってる学校は、ちゃんとクラス数6クラスが用意できる状況になっている学校があるということいいんですかね。6クラス分の施設があるっていうことでおろしいんですか。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 施設的にということありましたら、ございます。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 それとあわせまして、ちょっと小規模特認校、具体的な部分を示して欲しい、議会の方からしっかりそれを示すように、早くですよね、早く示して欲しいという部分であるんですが、なかなかやつぱり詳細な制度設計をしてる中で、なかなか示しづらいっていう部分でご答弁を繰り返していただいているんですけど、やっぱり先ほどもありましたように、学区の届出、選択の届出とかの部分もあるんで、11月とかの選択の届け出とかの部分もあるんで、かなり早いうちに示さないといけないと思うんですけど、例えば9月中に示してください10月に示してくださいっていう意味ではないんですけど、大まかな部分としてこの制度の設計、制度概要なり、小規模特認校っていうもんが様々なんんですけど、その小規模特認校の三次の思う小規模特認校っていうのは 特にこれどののようなものなんかっていうある程度の詳細設計とか、

時期、部分というのは、大体でもいいんで、年内なんか、年度、ちょっとその辺でちょっと具体的な部分で、ちょっとお示しいただくってことは難しいでしょうか。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 今検討しております、皆さんのおっしゃることもよくわかっておりますので、できるだけ早い時期には示して参りたいというふうには考えております。

○新田委員長 他にございますか。

重信委員。

○重信委員 小規模特認校という制度で、教育委員会の方からは完全複式校はですね、今のところ考えてないという答弁を何回も聞いておりますが、今回出た請願書は大変重く思いましてですね、受け止めております。仮にですね、河内小学校が閉校になります。閉校した後ですね、この旧河内小学校ですね、小規模特認校として考えておられる。そこらが1校に限らず、この三次市内2校も考えてもいいんだろうと思います。それが1点。それで、先ほど保護者さん、また会長さんの話を聞きましてですね、今の河内小の取組。これいろいろな取組をされておりまして他校にも誇れますし、やっぱり今の取組をなくしてしまうとですね、三次市の損失にもなると思いますが、この今の河内小学校の取組についてはどのようなお考えを持ってるか、お伺いします。2点でございます。

○新田委員長 豊田教育部次長。

○豊田教育部次長 今議員、ご質問いただいた2点のうち、後半の点についてお答えしたいと思います。委員おっしゃいますように、河内小学校で様々な地域の方々、ご家庭の協力により、いいカリキュラムの教育活動をやってらっしゃるというのは承知しております。委員からも質問いただきましたように、今、これまで答弁させていただいている点は、完全複式の解消ということを、やはり1つ目標にいろいろな方針を立てているところでございます。ですので、取組がいいかどうかというところでいくと、すごくいい取組をやってらっしゃるということは認識しているんですけども、その完全複式を解消するってことを、もう少しその意図をお伝えするとですね、今国が示している、めざす学びのあり方というところでいろんな表現でめざす学びというのを表現されてるんですけども、そのうち1つ、個別最適で協働的な学び、これをＩＣＴを使いながらやっていきましょうというような表現がございます。完全複式に関しては、その個別最適ですね、一人一人に合わせた学びを作っていくっていっていきましょうと、大規模、中規模の集団規模より、少人数のクラスの方がよりこうきめ細やかに一人一人に合わせて、学びが学びをつくることができますし、まさに地域と一緒にになって子どもたちとの距離も近く、一人一人に、より豊かな経験をさせてあげるってことができるかと思います。ただ一方で、あわせて協働的な学びをやっていくっていうことがやっぱ示されていて、それは一人一人に合わせた学びに加えて、やっぱりまさに答えが見つからないような事象に対して自分の考えだけじゃなく、いろんな人たちと一緒にになって話をしながら、多様な意見に触れながら、やっぱり解を作っていく、答えを作っていくってことがやっぱり大事だと

言われております。ですので、小学校の非常にいい取組っていうのは承知しておるんですが、そこに加えてこれから三次市としては、いろんな他者と関わりながら、学びを作っていく。そのためにやっぱり一定の集団規模が必要だということを考えているというところで、ちょっとすいません、質問に対するお答えとプラスアルファなりましたけれども、そういったことを考えております。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 数でございますけれども、やはり完全複式の解消を取り組むということが1つ目標でございます。少子化ということもございますので、やはりまずは1校ということを考えております。

○新田委員長 重信委員。

○重信委員 先ほどの保護者さんが、複式学級の様子をですね、るる述べていただきました。で、複式学級が真のやり方、また今の時代に合ってるかというような保護者からの意見も聞きました。で、保護者代表さんにもですね、小規模とは、20名から30名の児童数が理想だろうという言葉もいただきました。やはりですね、この請願をですねやっぱり、まずはやっぱりうまく受け止めていただいてですね、やはり、ここに書いてある数ページに書いてある請願書をですね、やはりきっちと読んでいただいてですね、やはり小規模校特認校という、今の河内小からの流れをですね、考えていただきたいと思いますが、再度ご答弁お願いします。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 河内小学校がこれまで取り組んでこられましたことには、子どもたちにとって本当にありがたいことだというふうに思っておりますし、感謝を申し上げてることでございます。一方で、小規模特認校の大前提といたしまして、この度、繰り返しになっておりますけれども、あり方の中で示させていただきますのは、やはりすべての児童生徒にとって魅力ある学校づくりというところで、まずは複式学級の解消を最優先で取り組むということにしております。現在の完全複式校をそのまま小規模特認校として指定することは想定をしておりません。具体的に検討するためには、やはり再配置にご理解いただきまして、一旦閉校していただくことが必要であると考えております。

○新田委員長 他にございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 教育委員会の考える子どもの人数なんんですけど、1学年が10人未満ということで、さらに複式でないということを考えると、ちょっと計算したら出るんですけど、約50人規模程度の学校をめざしているということで間違いないのか、お伺いします。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 50～60人程度ということでございます。10人だったら60人になって、50～60人程度ということです。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋福委員長 それが1校ということで、例えば小規模、そのクラス求められて、人数がですね、多くなってしまったってなった場合には、どういうふうな形になるのか。その考えはあるのか、お伺いします。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 現在、制度設計中でございますので、これというわけではございませんが、一応は10人以内の想定をしておるところでございます。教職員配置のこともございますので、定員以上の場合は、何がしかの方法で選抜をするという可能性もございます。ただ、今は制度設計中でございますので、確定したことではございません。

○新田委員長 その他ございますか。

増田委員。

○増田委員 先ほどから、ご答弁で一旦閉校してからということですね。再配置に同意するっていうのはわかるんですけど、その部分については、時期的にはもう早い時期だと思うんで、その辺はちょっと理解するが、一旦閉校してからっていうことは、閉校してしばらく空いてから、例えば1年ぐらい定数の学校がもしかしたら小規模特認校になるっていうようなことなんですかね。それとも、閉校が決まる前にそこはもう調整を済まして、例えば令和8年度末にすぐ閉校して、1日たって令和9年度4月からもうすぐ特認校としてする場合もあるという意味なんですかね。ちょっとその辺がよくわからなかつたんで、再度、ご説明ください。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 一旦閉校をさせていただくといいますのは、いわゆる今の完全複式校をそのまま当てはめるものではないということで、一旦閉校していただいて、例えばそこの校区の方は、新たな再配置先の校区の方へ基本的には行っていただくようになりますと。新しくできた学校は、全市から来ていただくよう募集するというような意味でございます。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 ちょっと繰り返しお伺いするんですけど、実態的には3月31日で閉校で、4月1日から開校というようなイメージもありうると言うか、そうならないと令和9年に間に合わないと思うんですけど、そういう形で廃校して、しばらく空くんじやなくて、実態的には名前が変わったりするんかもしれないんですけど、学校があるっていうこと自体は継続して進むという可能性もあるということなんですか。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 それはどこの学校にするかということにもかかってこようかと思います。今もう例えば、休校となっている学校とか、廃校となっている学校の場合はそういうふうにはなりませんし、現在ある学校をそのまま、一旦再配置をさせていただいた後に、新たに開校することであれば、そういう可能性もあるということでございます。ただ現時点では確定をしてるものでございませんので、あくまでも可能性の話でございます。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 先ほど月橋副委員長が言われたことに関連するんですけれども、学校の規模、この小規模特認校の規模についてなんですけれども、10人未満というところをめざすというところなんですけれども、一般質問でも言わせていただきました。この小規模特認校制度はやはり、安定的な学校運営をしないといけないと思うんです。その上で、1学年単式学級とするというようなところが今回の基本方針に示されていて、小規模特認校制度を開いた結果、完全複式になった場合はどうするのかというふうに聞かせていただいたところ、そこも含めて検証をしていきますと、僕の主張としては、この小規模特認校はいわゆる、結果的にですよ、完全複式になったとしても、その途中で統廃合するとか、対象になっていくと、安定的な運営ができない。そこに通わせているご家庭の人も不安だと思うので、例外とすべきではないかと。完全複式になってもいいんですよというふうなというところだったんですけれども、宮脇教育部長としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 小規模特認校そのものが、小規模で学びたい、もしくは小規模で学んだほうがより効果があるというような児童の皆さんを集めるというような目的だということはわかっております。それを踏まえまして、どのような制度設計にするかということを今検討しておるところでございますので、ご意見としては賜りたいと思います。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 今度は設置数の関係なんですけれども、これも一般質問でさせていただいたんですが、なぜ1校かっていうところですよね。それは初めてする取組でもあるのでしっかりと準備をしたいのと、複数校設置すると児童の数が分散して、先ほどの三次市がめざす学びの環境というのがつくれない可能性がありますと、人数が少なすぎるということですよね、という可能性があるので1校ということだったんですけれども、希望する地域が複数出てくるとするじゃないですか。私の地域の学校も僕の地域の学校も小規模特認校制度の候補としてあげます。その場合に1つに選ばないといけないとなったときに、選定基準についても先ほど聞いたので、まだこれから決めていくということだったのいいんですけれども、どうしても疑問として、三次市も広いという事柄もあり、また、この小規模特認校については、通わせるのは各家庭、保護者さんの責任で通わせるわけを想定されていると思うんです。なのでやはり1校というのがどうしても腑に落ちないんです。やはりそこを複数校にすべきだと思うんですけれども、宮脇教育部長として、どういうふうに今その設置数についてはどのようにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 先ほども言っていただきましたように、やはり10人以内をめざすということと、完全複式校を最優先で解消することをめざしておりますので、新たな過小規模校を作るというのは、やはりどうかなというふうに考えておりますし、やはり、安定的な運営と先ほど言つていただきましたことも

大事な視点だろうというふうに思いますので、1校でやらせていただきたいと考えております。

○新田委員長 その他ござりますか。

國重委員。

○國重委員 1点ほどありますて、小規模特認校ということで三次で初めてのことなんで、ある学校があって、そこが10名程度ということになると、三次全体から集まるわけですから、その辺誤解のないようにしっかりと周知徹底とかですね、やっていかないと、どうかなというのがあります。とにかくやはり、細やかな説明とですね、周知をやってですね、保護者の方、地域の方に誤解のないように進んでいければと思います。とにかく説明をちゃんとしてください。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 詳細な制度設計等できましたら、周知の方、しっかりとさせていただきたいと考えております。

○新田委員長 他にないようでしたら、私から1点だけ。完全複式校は対象としないという理由の中にですね、複式学級、少人数で学ぶことの意義を豊田教育部次長の方からもありましたが、意義はですよ、この間の行われた説明の中に、複式のどこが良くないんですかと。それを具体的に説明してくれという質問が私の行ったかぎりでは2会場ありました。教育委員会が答えられたのは、完全複式だと教頭が兼務になって、教員の負担も増えるということはされましたが、それ以外ないと。先ほど完全複式校は、学びの多様化プランの実現のための基準で言うとですね、魅力がない、教育環境が良くないという説明に多くの皆さんに納得されてない。丁寧な説明をすると言いながら、なぜなら、我が子がそこで小規模で伸び伸び学んでいるから。そういう意味で魅力がない、教育環境が良くないというのは、教員定数以外に何をもって今後説明していかれますか。それがないと、保護者の理解とか、地域の協力とか得られないというか、なかなか難しいんじゃないかと思います。丁寧な説明ちゅうのは、私はそういうことだと思いますが、教員定数以外に完全複式校が魅力がない、或いは教育関係はよくないというのは、何をもって説明されますか。

○新田委員長 豊田教育部次長。

○豊田教育部次長 まず、質問にお答えする前に市内で完全複式学級、多数ありますけれども、そこで一生懸命子どものために授業されている先生、それから、そこでの学びをより良くするために、その学びをサポート、直接的、間接的にサポートをしてくださっている保護者の皆様、地域の皆様に敬意と感謝を申し上げたいと思います。多分今我が子が複式学級に通っている、保護者の方々の思いもよくわかりますし、そういう今現状の中で一生懸命、よりよい授業を作っていただいている先生方の努力も我々は承知しております。で、現状の複式学級が良くないということをお伝えしてお伝えしてお伝えしてお伝えしたように、これから学びを作っていく上で特に共同的な学び、いろんな他者と関わりながら学んでいくっていう要素をもっともっとやっぱ取り入れていきたいというところがまず思いとしてございます。これからめざす学びを作っていく上で、おそらく、今以上に授業の準備をするのに時間がかかったりですか、複式学級

に関しては様々なやっぱりメリットがあると思っております。学年を超えた交流ですとか、子どもたちが自立して学ぶ、そういう機会がある部分ですとか、小規模であるがゆえに地域との距離が近いですとか、いろいろないい面があると思うんですけれども、繰り返しますが、そういう郷土的な学びをこれからやっていく。それから、よりめざしたい学びをやっていく上で今以上に先生方に負担がかかるというところをですとか、これは答弁させていただいてますけども、教頭先生が、本来学校運営にかかわらなきやいけないにもかかわらず、やっぱりクラス担任をしているっていうところですとか、そのあたりを今はいろんな方々のご努力で、何とかいい授業、いい学びを作ろうとしているというところですので、もっともっとこう負担がかかるというところを避けていきたいですし、よりめざす学びを実現するというところに向けて制度設計をしていきたいということでございます。以上となります。

○新田委員長 その他ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 それではないようでしたら、以上で請願第1号の審査を終わります。教育部の皆さん、ありがとうございました。

(教育部退室)

○新田委員長 ここでしばらく休憩いたします。再開は11時30分とします。

午前11時23分再開

午前11時30分再開

○新田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

次に、議案第65号「三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 それでは、議案第65号「三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」についてご説明します。

乳児等通園始業事業とは、いわゆるこども誰でも通園制度のことであり、令和8年度からすべての市町村で実施することとなっているものです。内容につきましては、こども家庭庁が作成をいたしました、こども誰でも通園制度のリーフレットを資料として添付をさせていただいております。今回の提案理由は、子ども・子育て支援法等の改正により、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度が創設され、児童福祉法において、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を市が条例で定めることとされていることから、本条例を定めようとするものでございます。提案内容の要旨といたしましては、国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に従いまして、三次市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするものです。条例の制定に当たり、本市において特段の事情がないため、国の基準の通りとし、施行日は令和8年4月1日としております。

次に、乳児等通園支援事業の概要についてご説明いたします。事業の目的は、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的としています。利用対象者は、三次市内に住所を有する0歳6ヶ月から満3歳未満の未就園児で、利用時間数は子ども1人当たり月10時間までとなります。実施対象施設は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、幼稚園です。利用料は1時間300円で、事業所が徴収し、生活保護世帯、市民税非課税世帯等には減免措置がございます。利用方法は、保護者からの申請により、市が認定した後、保護者と事業所との直接契約により、施設を利用していただきます。

次に、本条例案の概要についてご説明します。第1章の総則は、第1条から第19条まであり、趣旨、最低基準、一般原則、安全計画の策定、虐待の防止、衛生管理、秘密保持、苦情対応等を定めています。第2章の乳児等通園支援事業第1節の通則第20条では、区分として、一般型乳児等通園支援事業と、余裕活用型乳児等通園支援事業を定めております。一般型乳児等通園支援事業は、専用室を設けるなどにより、新たに利用定員を設定して実施するもので、余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等において、利用定員の空き枠を活用して実施するものです。第2節の一般型乳児等通園支援事業は第21条から第24条まであり、専用室を設ける際の設備の面積等の基準や職員の配置等を定めています。第3節の余裕活用型乳児等通園支援事業では、第25条及び第26条において、設備及び職員等の基準は、保育所等の各施設に係る設備及び運営に関する基準によるものとしております。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○新田委員長 質疑を願います。

片岡委員。

○片岡委員 誰でも通園制度ということで、現在の段階で、どこの施設が受け入れできるのか、その割合をちょっと教えて欲しいのと、市外から受け入れないと思うんですけども、この三次市の中にいらっしゃる対象者、大体どのぐらいの方が利用される予定があるのか、人数についてお伺いします。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 まず事業の対象施設ということでございますけども、一応現在のところ保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、幼稚園等が対象となっております。三次市対象施設につきましては、私立保育所18箇所、認定こども園が1箇所、小規模保育事業所2箇所、事業所内保育事業所2箇所がございますけども、そのうち、希望されるところという形になっております。そして、現在本市の直営の保育所を言いますと、現在、一時預かり事業を実施している市内の直営の保育所、東光保育所は委託に出してるんですけども、現在5箇所ありますので、現在のところそちらの方で実施をしていくこうと思っているところです。量の見込みっていうか人数の算定なんんですけども、現在利用対象者数を見込んでいるのが、現在6ヶ月から満3歳までの未就園児が182人おられます。7月1日現在なんんですけども、未

就園児が約180人おられるということで、その3割の50人が月10時間利用されると想定して、500時間の受入時間数を確保しなければいけないと思っております。施設が1日8時間、月22日程度の受け入れを満遍なく利用すると、176時間の受け入れが可能ですので、1つあたりの定員数っていうところは3人を、施設で3人定員ぐらいを確保しておけば、その希望の人数を受け入れができると思っているところです。以上です。

○新田委員長 片岡委員。

○片岡委員 現在できるところ5箇所っていうふうに認識させてもらったんですけど、今後これ増えていくのか。もうそもそも規模的に無理ですって言われるところがあるのか。拡大していく予定があるのか、お伺いします。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 うちの直営のところはそういう形でありますけども、現在、市内保育施設等の意向調査も行っていますので、それで希望されるところっていうところを情報集めていきたいと思っております。

○新田委員長 他にございますか。

國重委員。

○國重委員 先ほどの片岡委員の質問の関連なんんですけど、市民の皆様にですね、いつ頃からですね、周知をしっかりとされるかということを教えてください。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 この周知とスケジュール感なんんですけども、この条例案につきまして議決をいただいた後はですね、市の実施要綱や認可要綱などを作成しまして、改めてその事業所に基準などを周知しまして、実施を希望される保育所等には丁寧に説明を行っていきたいと思っております。認可申請をいただきましたら市において審査を行って、認可では子ども・子育て会議から意見をいただいて、市が確認を行っていくようなスケジュールであります。以上です。

○新田委員長 他にございますか。

重信委員。

○重信委員 先ほどのご答弁からですね、182名の対象、また5施設が対象となることをご答弁いただきました。2点質問いたしますが、この制度導入によってですね、期待される子どもさんの発達促進効果ですね、どのようなものが期待されるのかが1点。2点目として、一般質問でもさせていただいたんですが、この制度によってですね、保育士不足に拍車をかけないか、それとも確保できているのか、担当課のご所見をお伺いします。

○新田委員長 中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 この制度の導入によりまして、子どもの成長にどのような効果があるかというご質問についてお答えしますが、こども家庭庁が令和7年3月にこの制度に関する手引きを出しておりまし

て、その中で、子どもの成長の観点からの意義ということで、家庭とは異なる経験でありますとか、地域に初めて出ていって、家族以外の人と子どもが関わる機会を得られる。また同じ年頃の子ども同士が触れ合いながら、家族だけでは得られない様々な経験を通じて、物や人への興味や関心が広がり成長をしていくことができるというような社会情緒的な発達を支えるといった成長発達に資する、豊かな経験をもたらすものとして効果を示されておりまして、本市もそのような効果を期待しているところでございます。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 預かりに対しての保育士の確保についてのご質問なんですけども、そちらにつきましては、現在も一時保育等を活用していただいてて、それで活用していただいて、待機児童みたいなことがないようになっておりますので、保育士確保の面からも、一般型とか余裕型っていうのが示されておりますので、そちらで、各希望される事業所で、保育士の確保もしながら、保育士不足っていうところはそういう設定もしておりますので、そこで進めていけるんではないかと考えております。

○新田委員長 他にございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 2点か3点を聞かせていただきます。まず先ほどの答弁のところで、直営18施設のうち5施設、一時預かりを実施されている5施設のところで、直営のところでは、こども誰でも通園制度というものを導入する予定であるというふうに言われたんですけども、説明していただいております第2章のところの第1節のところで区分がございます、一般型乳児等通園支援事業、または余裕活用型乳児等通園支援事業とあるんですけども、どちらのところを想定されているのか。また、それに関連する質問として、その場合また職員配置がいろいろ変わってくるかと思うんですけども、職員配置についてはどのようにお考えなのかというところが1点目です。2つ目なんですが今回参考資料として、説明資料に添付する形で利用者向けのリーフレットをつけていただいております。これですね、一番最後の3ページにですね、利用の方法について載っています。利用者によるまず申請をしていただいて、それを三次市が認定して、決定通知が受理されますよ。その後に事前面談予約をしてくださいというふうになっているんですけども、その予約システムはどのようにして作られるご予定なのか。これ、つまり先ほどの多分直営であれば三次市が用意すると思うんですけども、これ何ていうんですかね、三次市全体でそういうこども誰でも通園制度を設置されるところで、全部三次市が面倒見ていくのか。いや、それぞれの事業所さんでやつてくださいよということなのかということを2点、質問お願いします。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 まず、直営のところで今考えているのは、基本的には余裕活用型というところで考えております。ちょっと説明させていただきますと、一般型事業と余裕活用型の違いというところなんですけども、この一般活用型の事業というのは、定員を別に設けて、在園児と合同または専用室を設けて受け入れを行う方法でありますて、余裕活用型事業というのは、実施事業所の利用児童数が利用定員総数に満たな

い場合において、空きの部分ですよね、空きの部分を定員の枠として活用して受け入れる方法という形になっております。あとその保育士の確保の部分についても保育士の配置基準というのは、基本的に普通の職員の配置基準と国の配置基準に従っていきますので、それに準じて、乳児におきましては3人に1人、1歳から3歳につきましては6人に1人という形になっておりますので、各事業所において余裕型とか、一般型にする場合に、その基準に従って配置をしていくという形になろうかと思います。システムにおきましては、この国の方から示されたものを使いますので、それに従ってうちも持つておく、瞬時にわかるように、誰がどこで利用するかっていうところは、市と事業所、各希望されたところを認定してそこにシステムを入れますので、その部分については国のシステムを使うようになっております。

○新田委員長 他にございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 先日、私立の保育所、幼稚園などと意見交換会をちょっとさせていただいて、この話も出ました。やりたいけどっていうところで、やろうかなっていう声も上がってたんですけど、やっぱり職員の確保であるとか、受けてあげたいけど、急な対応が難しいと言われてたので、改めて聞くんですけど、予約制のシステムですね、先ほど言われた、それは私立でも同じように使えるのか。そして、公立ですね。公立でやっぱり受けてあげないと、特に公立を増やしていくべきだと思うんですけど、加配は考えてないのか。2点お伺いします。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 私立であっても、そのシステムの部分については、導入っていうか希望されたところにはそのシステムを使うような形になりますので、それは十分共有ができるようになっておりますので、それは大丈夫です。加配につきましては、余裕型を使われるとか、一般型を使われるかによって、国の基準で定員数がありますので、その定員を希望によって増加してもらうかというのは、その事業所の判断になろうかと思います。公立につきましては、今の段階で一時預かりの部分を、余裕型等を考えておりますので、その加配については今のところ考えておりません。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 もともとのこの制度、私も一般質問させていただきましたけど、もともとの制度はこの子育てされてる方が、例えば髪を切りに行きたいとか、子どもをずっと常に連れてね、子育てされてる部分で、やっぱり一時的に預けるような制度を作られてるわけなんで、できるだけやっぱりその、特に公立は受けれるような体制を作っていただきたいんです。そこら辺をちょっともう一度お聞きしたいのと、やっぱり最初に言われてた、國重委員も言われてた周知、これやっぱりやってるよっていうことが非常に大事で、あと時間がないですね。4月からということなので、その辺ちょっともう1回答弁していただきたいです。お願いします。

○新田委員長 中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 こども誰でも通園制度というのは、あくまで子どもの主眼、子どもからの観点といいますか、子どもを中心として子どもの育ちを応援するというようなものでございます。今、一時預かり事業を行っておりますけれども、これは、まず保護者支援ということで、家庭において保育をすることが一時的に困難、例えば、病気であったり出産されたとか、また何か私的な用事をされるというときに、今、活用していただいておりますけれども、これとは別に、子どもの育ちを促進するということで、導入する、全国的に導入をされる事業でございます。で、この中において今、一時預かり保育を行っているのが委託の保育所も含めて、本市の保育所において5箇所ございますけれども、あくまでこの5箇所を中心に考えていくということでございますけれども、今民間の保育施設の意向調査も行っておりまして、複数希望されてる、この導入希望されている事業所もございますので、そういったところをですね、またお話をしながら、全体のバランスも見ながら、人数の見込みとのバランスを見ながら、調整をさせていただきたいというふうに思います。また周知についてなんですが、この条例について議決をいただいた後は、実施要項と、またシステムの構築等ですね、システムの導入等を、準備を進めて参りますけれども、SNSや、この制度の周知については全国的に始まりますけれども、本市においても、広報でありますとかSNS、ホームページ等でですね、皆さんに知つていただくように十分に周知を図つていただきたいというふうに考えております。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 他市ではもうすでに始めているところもあって、テスト期間を設けている市もかなり多いんですけど、その辺の考えはないんですかね。4月前に例えば1箇月、2箇月、やっぱりテスト期間というか、お試しということをされる予定はないのか、最後お伺いします。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 他市の状況等もいろいろ聞きながらやっているところでありますけども、県内でも、今、3箇所、4箇所でのお試しというか、早めてやってるところありますけども、その他の自治体についてはまだこれから、来年の4月1日に向けて取り組まれているところなんで、本市においても、しっかりとそういうところと情報共有しながら、4月1日に向けてを実施していきたいと思っております。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 これ不安なんですかけれども、このこども誰でも通園制度っていうのは先ほど説明いただいた通り、子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援することが目的なわけですよね。で、実施するのは、一時預かりをされてるところ5箇所、ホームページでもどこかと公開されてますけれども、本当にちゃんと目的に合ったこの制度利用がされるのかっていうのが少し不安になったわけです。つまり、一時預かりをする目的でこの制度が使われないかっていうのは少し不安な部分もあるんですけれども、そのすみ分けですよね。もちろん、一時預かりとの違いは理解してるんですけども、そのすみ分けってどういうふうにされるご予定なんでしょうか。ちゃんとこの目的に合った制度利用をしてもらうための、何

か計画や取組があるのか教えてください。

○新田委員長 中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 こども誰でも通園制度につきましては、特にですね、子どもさんを受け入れる前に保護者の方と面談を行いまして、子どもさんの状況をよく聞き取るなどして、子どもの安全を最優先として、たとえ短い時間であっても、しっかりと保育を行うことで、子どもさんとか保護者の方とのですね、信頼関係が築けるように市としても取り組んでいきますし、民間の事業所にもそのようなお話をさせていただきたいというふうに考えております。また今、一時預かり事業を行っておりますけれども、短期間の受け入れについて保育の件についてもしっかりと行っておりますので、こども誰でも通園制度の保育の受け入れが始まても、しっかりと、同様にですね、保育の方はしていきたいというふうに考えております。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 これ条例文読ませていただきますと、11 ページにわたる詳細な条例なんんですけど、これ的な部分についてはちょっと別にしても、設備面としては市内の保育所はすべて、設備面ですよね、設備面ではこの基準を満たしてると考えてよいのか。ちょっとその辺をお聞かせください。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 設備については法律に則った部分をクリアするということで、基本的には実施事業の対象施設っていうのは、保育所であったり、幼稚園であったりっていうところなんで、基本的に認可に伴う面積っていうのは確保されているということで、大丈夫というか、いいと思っております。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 施設面では整ってるという部分で理解したんですが、市内全部で幾らであるんですかね。25 ぐらいですかね。民間を除いて公立だけで考えても、それ相当数の数があるんですがその中で、一時預かりが今 5 箇所、公立 5 箇所ですよね。5 箇所っていうことで、これ拝見しますと酒屋、三良坂、三和、甲奴、東光ということでなってまして、例えば北部三町とかには対象の施設がないという状況であります。先ほどちょっと民間保育所さんとの意見交換の話も出ましたが、そういった中でやはり信頼関係を築くのが難しいっていう部分でご意見もありましたんで、今後、市街地の施設はちょっと厳しいんで、どこに入るかわからないというのはもちろんあるんですけど、余裕のある地域におきましては、当然その地区的保育所に進まれるパターンが多いと思うんで、例えば北部 3 町とかで保育所さんでも余裕があるんでしたら余裕型でやられるってことなんで、余裕があるんでしたら、受け入れて一時預かりで受け入れさせてもらうと、今後も本当に本格的に入所するときも、やっぱり慣れが早いとかいう部分もありますんで、できるだけ余裕がある限りで、一時預かり、余裕がある施設については、前向きに進めていくべきだと考えるんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○新田委員長 中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 今時点で一時預かりをしている市内の保育所で言いましたら、5 箇所と申し上げ

ましたけれども、民間の施設も手挙げもされておりますので、今後どのような導入の仕方をされるかということもですね、こちらの方で話もしまして、また判断をさせていただきたいというふうに考えております。

○新田委員長 北部3町はないけどどうかっていうところが焦点だと思う。

中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 北部につきましても民間もですね、北部に近い民間の施設等も手上げ等もございますので、そちらのバランス等もですね、考えさせていただいて、判断をさせていただければというふうに考えております。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 当然民間施設においても受け入れていただくところは積極的に、市街地、特に需要大きいと思うんで、そのあたりはやっぱりしっかりと情報提供、民間施設についても情報提供する中で、できるだけ協力いただけるという部分はしていただきたいと思うんですけど、それ以外の公立保育所ですよね。公立保育所の周辺地域の保育所に關しましては、見さしてもらうと余裕がある部分もあるんじゃないかなと、入所定員見させていただきますと、余裕がある部分もあるんじゃないかなと思いますし、特定の、例えば1歳児がゼロになっている保育所とかもあるんで、できればそこはそういうあたり積極的に受け入れていただくべきだし、これはもう4月からやっていただきたいと思うんですけど、そのあたり可能な限りで対応してくっていうのはいかがなんでしょうか。再度お願いします。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 まずおっしゃるように、今からですね、まずは5箇所という形では考えておりますけども、今までの、例えば一時預かりの実績であるとか、保護者のニーズであったり、それぞれ皆さんの希望等をこれから勘案しながらですね、そこから、また考えていかなければいけないんだろうなと思っております。現在のところは、今、整っている、一時預かりをやっているところからまず始めてみるというような形で考えているところです。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 その辺りは理解したんですが、できるだけ早期に対応をお願いしたいと思います。もう1点ちょっと個別部分となるんですけど、この部分の保育っていう部分は、同じ保育所で固定するっていう意味なんですかね。10時間。それとも場合によっては、5時間はA保育所、5時間はB保育所とかになるのか。あと給食あたりの状況とかその辺りいかがでしょうか。お願いします。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 基本的にはですね、それぞれのご希望によってっていうことではあるんですが、全体で10時間ということなんんですけども、1時間単位でいろんな保育所が予約できるようになります。給食でもアレルギー等につきましては、基本的に先ほど申しましたよう、に保護者との利用認定しますと、そのあと、

保護者の面談を行いますので、そういうところで、例えばアレルギーであったり、離乳食のことであったりっていうところも全部含めて話を聞いて、安心安全で受け入れ体制を整えて行くという形でございます。

○新田委員長 他にございますか。

國重委員。

○國重委員 ちょっと 1 点お伺いいたします。この利用料の 1 時間 300 円というところなんですかでも、三次市の保育所管理条例の第 18 条ではですね、一時預かりをした保育所というのがですね、1 時間 500 円ということになっております。これが令和 8 年 4 月 1 日に施行されて 300 円になるというふうに判断してもよろしいんでしょう。管理条例の第 18 条で 500 円というふうになってると思う。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 現在のところですね、一時預かりにつきましては 500 円になっております。このこども誰でも通園制度については、国等が示しております、300 円という形になっておりますので、一時預かりの方はそのままという形で考えております。

○新田委員長 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら以上で議案第 65 号の審査を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は午後 1 時 5 分とします。

午後 12 時 5 分 休憩

午後 1 時 5 分 再開

○新田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは次に、議案第 71 号「三次市家庭的保育事業等の設備並びに運営に関する基準を定める条例及び三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 議案第 71 号「三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明いたします。

今回の提案理由は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準並びに栄養士法の一部改正に伴い、関係条例である、三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。改正内容に入る前に、2 つの基準条例について少しご説明をいたします。三次市家庭的保育事業

等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、市の認可事業として、家庭的保育事業等が満たすべき設備及び運営に関する基準を、国の基準を踏まえて定めたものです。条例名にあります家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業のことを主に、0歳から2歳までの保育を提供するものです。本市で実施している事業は、事業所内保育事業が2件、小規模保育事業が2件で、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業の実施はございません。

次に、三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。認可を受けた施設及び事業が公的な財政支援の対象となるためには、市の確認を受ける必要がありますが、この確認のための施設及び事業の満たすべき基準を、国の基準を踏まえて定めたものが本基準条例です。条例名にあります特定教育・保育施設とは、保育所、幼稚園、認定こども園のうち、市の確認を受けた施設のことを言い、本市においては、保育所が2箇所、認定こども園が1箇所ございます。また、特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業のうち、市の確認を受けたものをいい、先ほども申し上げましたが、本市においては、事業所内保育事業が2件、小規模保育事業が2件ございます。

それでは改正内容についてご説明いたします。まず、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業において、保育内容支援に係る連携施設の見直しが行われたため、保育所、幼稚園、認定こども園を連携施設として確保することが困難な場合、連携先として、小規模保育事業者及び事業所内保育事業者を追加するものです。次に、家庭的保育事業等において、代替保育に係る連携施設の見直しが行われたため、保育所、幼稚園、認定こども園等との連携が困難な場合に、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができるものです。その他、同じく家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業において、連携施設の確保に関する経過措置期間を現行の10年から15年に延長するものです。最後に栄養士法の改正により、これまで管理栄養士の国家試験を受験するためには栄養士の免許を受ける必要がありました、管理栄養士の養成施設の卒業者であれば、栄養士免許の取得が不要となりましたので、三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条第1項第2号の栄養士の次に、または管理栄養士を加えるものです。以上が主な改正内容となります。なお施行日は公布の日からといたします。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○新田委員長 質疑をお願いします。

片岡委員。

○片岡委員 私の方から、(3)の連携施設確保に関する経過措置の期間についてちょっとお伺いをいたします。現行であれば、令和7年3月末ということであったんですけども、そもそもこの連携施設の確保が現在できてるのか。だからもうこの法は全く関係ないよっていうことなのか。いや実際できてなくてやっぱりこれからもしていかなきやいけない。今後の道筋とかですね。そういうのがあれば教えていただけたいと思います。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 現在、連携施設の確保をしていただいている施設が1箇所あり、その他は今のところ、連携施設を指定しているところはありません。1箇所、連携施設をしているところがあります。

○新田委員長 片岡委員。

○片岡委員 4つの施設のうち、1箇所できてるっていう認識ですか。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 そうです。

○新田委員長 その他ございますか。

増田委員。

○増田委員 先ほどのご答弁で1箇所、連携施設っていうことだったんですけど、三次市内には市直営の保育所等もございますんで、その連携っていうのは、連携施設として市の保育所の方が何か引き受けるとか、家庭的保育等の事業所、小規模ですか。小規模だけなのかもしれませんけど、そういった辺りの保育所は私立の民間保育所ですけど、そこの連携ってのは何か困ったときに、代替保育も含めて、その辺、しっかり協力はされるかもしれませんけど、ちゃんと連携施設として取り組んでいくっていう必要はないなんか、全施設取り組んでいく必要はないなんか、その辺りお聞かせください。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 連携というのは、この家庭的保育事業等の施設を作るときの条件というか、してくださいよという、できればというところではあるんですが、連携については、各市内の保育所等、例えば研修とか、いろんな行事なんかの研修とかで、いろいろ皆さん声かけられて、情報共有等をやっておりますので、そういうところでの連携というか、情報共有を図るようには市内の保育所、幼稚園限らずですね、やるようにしております。

○新田委員長 他にございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 栄養士と管理栄養士、ちょっと違うと思うんですけど、今度管理栄養士、栄養士の免許を持ってない管理栄養士も可とするというところが変わったと思うんですけど。そもそも栄養士自体も少ない状態でいろんなところ施設聞いてるんですけど。今回変わったことにより、影響とか変化って何かありますか。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 この条例改正の影響ですけども、市内に、いわゆる家庭的保育事業等が、先ほど言いましたように4箇所ありますので、この連携施設の確保や管理栄養士も基準条例で定めておく必要がありますので、今回改正に伴い定めさせていただくということあります。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 影響はないと。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 影響がないように、この管理栄養士っていうのも付け加えられたということなんで。影響がないような形での措置を、基準に従つてつけるということでございます。

○新田委員長 中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 この度の栄養士法の改正によりまして、今まででは管理栄養士の国家試験を受験する場合には、栄養士の免許を受けた方でないといけなかったんですけれども、この度、管理栄養士の養成施設の卒業者であれば、特に栄養士免許の取得が不要となるということから、今後ですね、栄養士になりたいということで学ばれている学生さんも、栄養士にならざりでですね、管理栄養士の資格をすぐ卒業後取れるというようなところがありますので、そういう方をですね、すぐ確保するといいますか、栄養士として来ていただくということが可能になりますので、そういう意味で栄養士の確保については、良い影響があるというふうに考えております。

○新田委員長 今後っていうことになるわけですね。影響が出る出ないっていうのは。よろしいですか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 今後という形で要は広がるってことですよね。今まで苦労してた部分が、その管理栄養士も可とすることによって、人材がちょっと増えていくだろうと。増やしていくっていうところの条例変更ということですね。

○新田委員長 中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 先ほど月橋副委員長がおっしゃいましたように、やはり管理栄養士になるためのステップが一段階減ったということで、そういう人材確保の面では広がったというふうに考えております。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら以上で議案第71号の審査を終わります。子育て支援部の皆さん、ありがとうございました。ここで説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(子育て支援部退室、市民部入室)

○新田委員長 それでは次に、議案第70号「三次市税条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

松本市民部長。

○松本市民部長 課税課が所管します、議案第70号「三次市税条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明いたします。提出させていただいております資料に基づいて説明をさせていただきます。

最初に、本条例改正案の改正理由について説明します。本改正案は、地方税法及び地方税法等の一部を

改正する法律の一部を改正する法律ほか記載の法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い改正するものです。条例施行日は、第34条の2第36条の2、第36条の3の2。第36条の3の3は令和8年1月1日から、付則第16条の2の2は令和8年4月1日からとなります。

次に、改正内容の要旨について説明します。第34条の2第1項の改正は、所得控除の控除すべき金額について、創設される特定親族特別控除額を追加するものです。第36条の2第1項の改正は、市民税の申告について、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る、規定の整備をするものです。第36条の3の2の第1項第3号の改正は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、記載事項特定親族を追加するものです。第36条3の3第1項の改正は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定の整備及び記載事項について、特定親族を追加するものです。付則第16条の2の2の改正は、法律改正に合わせて加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例を新設するものです。続いて、本改正の背景や市民等への影響と税収への影響等についてご説明いたします。初めに、個人住民税の所得控除の改正については、令和7年、税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の諸控除の見直しがされ、個人住民税についても講じられました。その内容は、給与所得控除の引き上げ、特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等も、所得要件を拡大し、一定の所得を超えた場合でも、親等が受けられる、控除の額が段階的に減っていく仕組みの導入、扶養親族等に係る所得要件の引き上げでございます。資料に所得税の改正内容との比較の表や、個人住民税における特定扶養控除特定親族特別控除のイメージ図を掲載しています。また、市税への影響ですが、給与所得控除が10万円増額されることについては、令和6年度ベースで約1,418万7,000円の減収になると見込んでおります。続いて、加熱式たばこの課税標準の見直しについてご説明いたします。租税特別措置法等の改正により、たばこ税の措置が講じられ、これに準じて、地方税である市たばこ税についても講じられました。その内容は、加熱式たばこの課税標準の計算方法について、価格や重量に応じて換算していた方式を、重量に応じて紙巻きたばこに換算する方式に変更するものです。また、消費者への影響にかんがみて、令和8年4月、10月の2段階で実施されます。以上で説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○新田委員長 質疑願います。

國重委員。

○國重委員 それでは、議案第70号、附則の中の第16条の2の2で、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例で条文をふやす加熱たばこの税を法律改正するという、新設されるということではございますが、ちょっと3点ほどお聞きしたいんですが、まず1点目がですね、加熱式たばこの販売状況を、数年で結構でございますんで、その動向がわかれればお知らせください。2番目がですね、加熱式たばこは1箱20本入ってるところですが、条例改正後、1箱いくら金額がアップするのか、お伺いいたします。最後に3つ目ですが、令和6年度決算では、たばこ税が3億7,400万相当の歳入決算ですが、この条例改正後、

令和8年度のたばこ税はどの程度増えると予想されているのか。それとも、たばこの価格が上がることによって禁煙者が非常に増えるということで、税額があんまり変わらないのではないかという考えがありますが、そのことについてもお伺いします。以上3点でございます。

○新田委員長 藤田課税課長。

○藤田課税課長 まず加熱式たばこの販売状況ということでございますけれども、全国的なものでしかちょっとわからないんですが、ここ数年、加熱式たばこの販売数は増えております。ただ三次市内で、市たばこ税は三次市内で購入された場合に三次市に税収があるということでございますけど、三次市内でどれぐらい加熱式たばこが販売されているのかというのを、申告納税方式ですので、その申告書にですね、現在その様式に加熱式たばこということで本数が書いてあるわけではなく、それをこれまでの方式で、紙巻きたばこに換算したものとして申告はされているので、どれぐらい販売されているのかとかシェアがどれぐらいなのかというのはわかりかねるところでございます。従って3番目ですね、税収がどうなるのかということでありますけれども、確かに、市のたばこ税については段階的に引き上げます。具体的な金額も銘柄によって違いますし、それがちょっとわからないというところでございます。納税義務者は、購入される方々の本数っていうのは年々減っていってますので、加熱式たばこが減っていく中で、購入が増えているのかっていうそういう分析ができかねております。

○新田委員長 その他ございますか。

片岡委員。

○片岡委員 私の方から所得控除のことについてお伺いをいたします。今回所得控除ということで、特定扶養控除の内容について、大学生年代の子等ってなってますけども、具体的にはこれ、対象が、年齢で言ってるのか、学生で言ってるのか。この辺、この大学生年代の子等っていうのはどういうとらえ方をすればいいんでしょうか。

○新田委員長 藤田課長。

○藤田課長 大学生年代の子等といいますのは19歳以上23歳未満というふうにされておりまして、これまでも、特定扶養控除の対象者であったその方々の範囲を広げるといいますか。適用範囲を広げるとともに、一定程度、働き控えという、いわゆる、そういう言われ方をされておりましたけれども、扶養が外れてしまっては困る。一方で働き先も人材確保困ってるという中で、年代って言えば19歳以上の23歳未満という学生と限ってるわけではないですが、主に大学生等になってますので。

○新田委員長 片岡委員。

○片岡委員 年齢で区切られてるって認識でいいんですね。19歳から23歳。

○新田委員長 藤田課長。

○藤田課長 はい。

○新田委員長 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第70号の審査を終わります。市民部の皆さんありがとうございます。

(市民部退室)

○新田委員長 ここでしばらく休憩したいと思います。再開は1時40分とします。

午後1時29分 休憩

午後1時40分 再開

○新田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは委員会審査報告書に沿って、議案の、討論採決を行います。

これより、請願第1号「小規模特認校制度について」の討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。請願第1号を採択することについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、請願第1号は採択すべきものと決しました。

なお、この請願の審査過程に至った理由、委員長報告に付すべき意見は、先ほどの質疑を中心にまとめることを正副委員長に一任していただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、議案第65号「三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「三次市税条例の一部を改正する条例（案）」について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）」について、討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願ひいたします。なお、ご意見は議案審査に関するものとしてください。

増田委員。

○増田委員 議案の第65号ですね、こども誰でも通園制度の条例改正についてですけど、意見としては、来年度4月からは市直営の保育所等は5箇所に限られている。しかしながら、住民ニーズにこたえる観点や地域バランスを考慮して、早期にこども誰でも通園制度の対象保育所を拡大するよう検討対応をしていただきたい旨意見を付していただきたいと思います。

○新田委員長 他にございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 他の委員さんも言われていましたが、周知のところですよね。時間もあまりありませんので、利用者さん、またはそれを希望される方、すべての方々に対して周知をしていただきたいのと、またですね、今回、制度目的のところが一時預かりではなく、子どもたちの育ちにしっかりと焦点が当てられておりますので、目的に沿った、この制度が使われるよう、周知もあわせてしていただければというふうに思います。

○新田委員長 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 それではお諮りいたします。委員長報告の案文作成につきましては、ただいまのご意見をいただいた部分、それ以外は正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ではそのようにさせていただき、後日、タブレットのほうへ掲載させていただきますので

よろしくお願いします。

ここでしばらく休憩したいと思います。再開は午後1時50分といたします。

午後1時45分 休憩

午後1時50分 再開

○新田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

それではこれより、所管事務調査を始めます。福祉保健部に係る医療的ケア児に係る市内の現状についての調査を行います。初めに、福祉保健部から説明を受け、その後、質疑を行います。それではまず、福祉保健部の方、医療的ケア児に係る現状についての説明を求めます。

菅原福祉保健部長。

○菅原福祉保健部長 医療的ケア児の現状等について、ご説明をさせていただきます。まず、医療的ケア児とはということでございますが、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律では、医療的ケア児を日常生活及び社会生活を営むために、恒常的な医療的ケア、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、その他医療行為を受けることが不可欠である児童、18歳以上の高校生等を含むとされております。その他、気管切開の管理、鼻咽頭エアウエイの管理、酸素療法、ネブライザーの管理、経管栄養、中心静脈カテーテルの管理、皮下注射、血糖測定、継続的な透析、導尿等の医療行為が必要な児童が医療的ケア児とされております。医療的ケア児の人数でございますが、現在9名を把握しております。今年度、県が実施する医療的ケア児者及びその家族の生活状況や支援ニーズに関する調査に係る対象人数におきまして、広島県、岡山県、山口県に、該当者調査を実施された際、本市の対象者は全体で17名でございました。そのうち、18歳以下の対象者は10人でございましたが、1名の対象児童が複数医療機関で診療を受けておられますので、市が把握している人数と同数となっております。ただしニーズ調査は県から送付されておるに、9名が市の把握している児童と同じかどうかは不明でございます。また、医療的ケア児の母数把握につきましては、県へも考え方等の問い合わせをいたしましたが、把握方法は難しいことから、現時点で医療を受けているケア児としての把握できている人数としてお聞きしておりますので、全体数の把握も、県が把握している人数となります。医療的ケア児のサービス利用についてですが、医療的ケア児に限らず、サービス利用計画により、サービスを利用することになっております。受け入れについてでございますけれども、市内に障害児が利用する児童通所支援事業所としましては、児童発達支援の事業所が5事業所、放課後等デイサービスが7事業所ございます。児童発達支援は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。放課後等デイサービスは、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行うところでございます。これらの事業所で医療的ケア児の受け入れについてでございますが、医療的な行為が必要となるため、どの事業所でも受け入れが可能ということにはならないと考えておるところでございます。市内で医療的ケア児を受け入れ可能な事業所は2事業所となっております。また、障害児が利用可能な短期入所施設は6事業所

ございますが、このうち、医療的ケア児の受け入れ可能な事業所は1事業所となっております。ただし、空床利用で実施する医療的ケア児が利用できる短期入所事業所が2事業所ありますので、市内では3事業所が医療的ケア児の受け入れは可能ということになっております。最後に放課後のサービスについてでございますけれども、放課後に利用するサービスとしては、放課後等デイサービスがございます。以上が、現状の説明でございます。

○新田委員長 先ほど申しましたが、この所管事務調査は最初に現状を報告いただいたて、これについての質疑を行います。その後、行政の支援の現状や今後の課題について、説明をもう1回受けたいと思いますので、まずは、ただいま説明がありました、医療的ケア児を取り巻く現在の現状につきまして、質疑をお願いいたします。

藤岡委員。

○藤岡委員 先ほどですね、三次市内においてのそういう医療的ケア児の人数の説明をしていただきましたが、今のところ把握されてるのは9名というところで、三次市の傾向といたしまして、この傾向というのは、人口が減っている場面ではあるんですけども、そういう支援が必要な方というのは、ニーズですよね、増えている状況なのか、いや変化はしない状況なのか、または減ってる状況なのか、そのところをどのように分析されているのか、質問させてください。

○新田委員長 白附課長。

○白附課長 医療的ケア児の人数の推計といいますかですね、それはそれぞれの年度で分析まではしてないんですけども、各制度を毎年予算を計上するときにですね、大体該当者が何人かということは計算をしてるところです。ここ近年で言いますと、大体5名から7名、今9名という話ではあるんですけども、やっぱり生まれてこられる方、或いは今度18歳以上で、その年齢からですね、年齢の要件から外れる方もいらっしゃいますけども、大体10名以内、5名から10名の間を行ったり来たりというか、多くなったり少なくなったりという状況だと思います。

○新田委員長 その他ございますか。

増田委員。

○増田委員 人数の部分で把握についてお伺いするんですけど、県の把握と調査と一致してるので、一致してるだろうということなんだと思うんですけど。これ毎年毎年、5から7名という部分で変動していくんですけど、これってのは確実に、ほぼ把握っていうのはできる部分なんですかね。例えば、どうしても医療的な部分で市立三次中央病院にかかる部分もあるとかと思うんで、そういう病院との連携によって、ある意味漏れなく把握ができる。というのは、できているのか。または医療制度のですね、公費等の医療制度の、補助制度とかそういった部分で、市の方からもしっかり把握できるんかちょっとそのあたり把握状況について確実にできるのかという部分でお伺いしたいと思います。

○新田委員長 白附課長。

○白附課長 先ほどありました県のですね、調査なんですけども、県の方から三次市該当ということで、18歳以上の方含めて17名いたいただいております。ただこれがですね、先ほど説明いたしましたように広島県、岡山県、山口県の医療的ケアを受けてるところの紹介で、この病院に何歳の方受けますという名簿をいただいてるので、個人まで特定できません。ただ、三次市としましては保健師の訪問でありますとか、身体障害者の手帳とかお持ちの方で、そういう医療的ケアの要因となっている障害をお持ちの方とかいうのを把握できますので、それを例えれば年齢とかで突合するということで行けば、この子がどの子かということは特定できるというふうには思っております。ですからそこまで今特定をしてませんので、大体サービスとかの利用も含めてこの方だということはわかるんですけども、それがぴったり合うかどうかということまでは確認をしてないところです。

○新田委員長 他にありますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 医療的ケア児の名前は議会でも何度も出てきて、人数とか、ここ把握されてますかっていうのはやっぱりあったんですけど、実質的、なかなかそこが把握できていないっていうところなのかなと、課題かなと思うんですけど、ということはご家族への情報提供とか相談の支援でいうのはどのようになってるのかちょっと教えていただけますか。

○新田委員長 白附課長。

○白附課長 ご家族の方の支援とかもですね、訪問とかで、そういう情報がありましたら、ガイドブック等をお渡しすることはできまし、市内、そういう退院をされてですね、何らかの障害者のサービスを利用されるという場合には、サービス計画に基づいて行うようになりますので、その相談支援事業所等からも情報をいただくときには、その方のところへ情報を提供するようにしております。あとできる限りですね、それ以外の相談とかもありますので、そういうところでも情報を共有しながらですね、使えるサービスというのは、ご説明できるような体制はとっております。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 施設に主に通われてる方は施設は把握されてるわけですよね。もちろん、個人情報で難しいのか、それは市としては、9人どこどこに住んでいらっしゃるとかっていうことは、把握は難しいということですか。できないんですか。結局。

○新田委員長 白附課長。

○白附課長 把握が難しいということではなくてですね、現状でこの県の名簿とは突合してないので、そこが合ってないですということでありまして、サービスを利用されている方とかの名簿はもちろんありますので、その状況から、医療的ケア児というところは把握できてると思います。なので9名と合うかどうかという、県の9名と、今市が把握してる9名が合うのか、合わせてませんということでありまして、市の方の9名は把握をしているというところではあります。

○新田委員長 施設利用されている実際のご家庭なり子どもさんの状況は、ちゃんと名簿になっている。

白附課長。

○白附課長 はい。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 ということは、基本的に今の状況で言うと、施設の方から情報提供とか相談を施設の方が受けているケースがほとんどだということなんですかね。個別に訪問とかを市の方でしてないですよね

○新田委員長 大原健康推進課長。

○大原健康推進課長 子どもさんが生まれた際にですね、医療的ケアの必要度の高い子どもさんの場合には、医療機関のソーシャルワーカーの方から、自治体の保健師の方に情報提供が参ります。で、必要に応じて退院前のカンファレンスの方に参加させていただいたり、そこまでいかなくてもいい、こういう状態で帰られますよというふうな情報提供いただいたりというふうなところで、出産の時点ではそういった情報連携がでてております。また転入等でこられた際には、前住所地の保健師の方から、保護者の同意をいただいた上で、情報提供を保健師宛にいただくようなケースもありますので、そういったところで、情報の方はある程度把握ができるかなというふうに認識しております。

○新田委員長 よろしいですか。それでは、現状も踏まえながらということになりますので、続いて、現在、行っている行政支援の現状であるとか、今後の方向性或いは重点となる課題について、報告を受けたいと思います。

菅原福祉保健部長。

○菅原福祉保健部長 行政の支援の現状につきましてご説明をさせていただきます。相談窓口につきましては、先ほども少し答弁がございましたが、市としましては、医療的ケア児専門の窓口は設定をしてはおりませんが、社会福祉課へのサービス利用申請時や、健康推進課からの保健師の訪問、障害者支援センターや相談支援事業所等の障害児のサービス計画を立てる事業所やサービスを提供する通所支援事業所と、医療機関や学校、保育所から相談を受けた際も、内容について、課題や情報を共有し、連携や支援につなげているところでございます。人材育成につきましては、市では医療的ケア児のケアに対する人材育成等について、県が実施している研修の案内を市所管の事業所へ周知をし、参加をいただいているところでございます。また、医療的ケア児に関する理解等を深めるために、三次市障害者支援協議会の中で、専門的事項を協議するために設置している三次市障害者支援ネットワーク連絡会議の医療的ケア児部会で学習会を開催しているところでございます。取組としましては、令和5年度には、広島県医療的ケア児支援センターの職員を講師に、広島県の医療的ケア児等の支援に係る施策の動向についての研修を受けました。また、今年度におきましても、10月に部会の構成団体や保健師、市の関係部署等を対象にした学習会を予定しているところでございます。広報につきましては、お配りをさせていただいておりますガイドブック、これが医療的ケア児部会で、医療的ケアが必要なお子さんと家族のためのガイドブックを作成して、該当

される方に配布をしております。今後は市のホームページ等に掲載し、広く理解いただけるように取り組んでいきたいと考えております。また県の医療的ケア児支援センターとの連携についてですが、医療的ケア児支援センターには、行政、病院や当事者から医療的ケア児に関する相談等があり、センターは相談の内容から、相談者の自治体のサービスや相談等の連絡先の紹介をされておるところでございます。また地域課題等の内容によって県担当課等とも情報共有され、県内の施策等への検討などに繋がっているところです。令和5年度には、広島県医療的ケア児支援センターの職員を講師に、広島県の医療的ケア児等の支援に係る施策の動向についての研修を受けるとともに、その後の連携体制について、先ほども申しましたが確認をしたところでございます。ここ数年の三次市関連の相談につきまして、医療的ケア児支援センターへ問い合わせをしたところ、令和5年度から現在までの三次市関連の相談は令和5年度に3件、令和6年度に2件、令和7年度は現在のところ0件だそうです。また、各相談における市への対応等はなく、相談内容に対する県への情報提供や市内のサービス事業所の紹介が主な連携内容のこととございました。以上が現状となります。今後の方向性につきましては、白附課長の方から説明をさせていただきます。

○新田委員長 白附課長。

○白附課長 医療的ケア児に対する今後の取組ですけれども、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律につきましては、基本理念でありますとか、その中の支援措置とかが講ずることということが書いてあります。市のサービスとしまして、医療的ケア児のレスパイトでありますとか、短期入所等を行っておりますけれども、実際そこで利用実績が上がってないということもあつたりしますので、そちら辺のほうの制度もですね、考えながら改善をしていくこと、或いは先ほどありましたように、ガイドブックにつきましても当該家族にはお配りしてますけども、これから先ホームページ等にも掲載しながらですね、広く市民の方に周知、ご理解いただける取組をしていくことが課題だというふうに考えております。以上です。

○新田委員長 それでは質疑を願います。

重信委員。

○重信委員 私も医療的ケア児さんとですね、かかっている方がおられるんですけど、やはり1時間に1回は痰の吸入などやらなきやいけないという悩みもあってですね、やはり本市の課題はですね、施設が、その方も言われるんですが、やっぱり施設が少ない、支えてくれる施設が少ないという本市の課題、そして、親亡き後のことでも心配されておりますし、そこらがまず本市にとってあまり明確にされてないということで、先ほど課長言われましたように、やっぱり今後、制度改正も含めながらですね、丁寧に、人数多い少ない関係なくですね、やっていかなきやならないのと思いますがいかがお考えでしょうか。

○新田委員長 白附課長。

○白附課長 親亡き後の対応ということでございますけども、先ほどありましたように、医療的ケア児につきましては、常に支援が必要ということがございます。医療的ケア児法ではですね、家族の支援の施策

等の記載はありますけども、保育教育、日常生活の支援、相談体制の支援、情報提供の促進を講ずることになっております。市が行ってるですね、親亡き後の対応としましては、医療的ケア児にかかわらずですね、障害をお持ちの方の家族が突然お亡くなりになるということや、緊急的に入院されるということも想定をされるために、地域生活拠点事業という事業としまして、緊急的な短期入所施設への入所等できる制度を整備しております。しかし緊急的な対応の後の生活を考えることは、事前に準備していただくことも必要だというふうに考えております。短期入所、先ほど言いましたように、医療的ケア児、特に受け入れる短期入所事業所がですね、少ないこともありますし、その短期入所のベッドの空き状況もですね、すぐにということで難しい場合がありますので、そういうところの対応は事前にある程度計画を立てながらですね、利用できることは、その施設と打ち合わせをしていただくということは必要なんではないかというふうに考えております。ただそれはですね、短期入所は緊急的な取組になりますので、いずれは短期入所を終了するときが来ますので、ある程度その施設入所とかですねそういうことも含めながら、申請をしていただく、待機していただいて、緊急時のその後のことですね、考えていただくということは必要だと思います。本人や家族の判断で入所することになりますので、特に医療的ケア児ですよということがわかつてはですね。事前にその施設が急に言っても対応とか、医療的ケアの内容も難しいことがありますので、そういうことも含めて、あらかじめそういう施設と話をして手続きをしといていただくということも必要ではないかというふうに考えております。施設が少ないというところはですね、各事業所の、体制にもります。どうしても医療的行為が必要になってきますので、看護師等の配置ということになります。で、ベッド数も少ないところもあるんですけども、ベッド数については、空床補償という、空床の利用ということで、病院とかの空き状況によっては利用はできるんですけども、やっぱりその緊急的なところは、1つ課題だと思っておりますので、いざというときのためにそういうベッドとかの確保もですね、市の方から、受け入れができる事業所の方へ依頼をしながら、確保していくということは必要だと考えております。

○新田委員長 重信委員。

○重信委員 その方も、いろいろと本市がいろいろとおむつ券の件とかですね、いろいろ今年度上がったということも喜んでおられましたし、やはり、本市の課題として先ほどお述べていただいたんですが、やはりどの事業もそうなんですが、やっぱり施設数と人材育成だと思い、担い手育成についてやっぱり本市もリーダーシップとっていただいてですね、福祉保健部とか、担当課なんで、そつからリーダーシップをとってもらいたいんですが、人材育成についてはどうお考えでしょうか。

○新田委員長 白附課長。

○白附課長 現在の人材育成につきましては、先ほどご説明させていただきました、コーディネーター、或いは相談の方ですね、人材育成というのはありますけども、その施設に入っていく看護師であるとか医療行為のできる職員というところまでは至っておりません。各病院の方にもですね、そういう医療機関。

或いは短期入所の施設で利用いただくというところでも、どうにかならないかということは伺ってるんですけども、常にそちらの方で募集はしていただくということでお願いはしてるんですけども、ちょっと今のところそれ以上の育成には至ってないところです。

○新田委員長 他にございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 医療的ケア児部会のところをちょっともう少し詳しく教えていただきたいんですけど、どこがこう、要は主催というか、どこが行ってて、どういった方が参加してて何を相談してるかというところ、これやっぱり大切な会議というかね、皆さんでいろんな方がどうやってこうね、医療的ケア児のお子さんに対するところをやっていくかっていう重要な会議だと思うんですけど、そこがちょっとどうなつてるのであると、今後ちょっとさらにどうして行くつもりがあるのかというところをお聞きしたいんです。

○新田委員長 白附課長。

○白附課長 医療的ケア児部会ですけども、三次市ではですね、障害福祉サービス、地域生活支援事業の円滑な実施を図るために、相談支援事業所などの地域の体制づくりを中核的なものを役割を果たすようですね、三次市障害者支援協議会というものをまず設置をしております。この協議会の中にですね、専門的事項を協議するために、三次市障害者支援ネットワーク連絡会議というものを置いて、6つほど部会をつくって、それぞれ専門的に活動していただいているところです。その中の1つに医療的ケア児支援部会というものがありまして、活動しているということになります。医療的ケア児部会はですね、医療的ケア児支援に関する地域課題や対応策について行政関係機関の意見交換や情報共有することを目的としておりますけども、大きく3つ。1つは、保健、医療、福祉、保育、教育の関係機関を中心とした連携の強化を図ること。2つ目として、医療的ケア児及び家族の地域課題の把握及び対応策について検討すること。3つ目が、医療的ケア児及び家族の支援体制の強化につなげるということを議会議の活動としておるところです。構成員につきましては、市内の事業所、医療関係のサービス事業所でありますとか、市立三次中央病院の医師、或いは市の保育課、教育委員会から参加する8名の委員で現在構成してるのでございます。毎年度ですね、医療的ケア児を取り巻く課題等を共有して、制度の改正に向けた課題検討や重点的に取り組む事項について、現場の立場等のご意見をいただきながら、改善できるところについて議論をしているところです。ただですね、この部会に直接的にですね、家族の方から相談を受けるという機能がありませんので、それにつきましては、各機関が受けた相談を持ち寄ってですね、この場でこういう意見があった、こういう課題があったということは、検討して協議をしていただいているところです。その中でですね、それぞれのサービス、或いは医療機関の方で検討できることについては各委員がお持ち帰りいただいて、どういうことができるかというのを出し合いながらですね、改善していく様に、必要に応じたその制度の改正とかも含めてですね、意見をいただくような場となっております。

○新田委員長 ちょっと今のに関連して聞かせてもらっていい?ちょっと最近の具体的な事例の中で、こう

いう課題が起きて、こういうふうに対応して改善されたというようなものがないか。具体として示されるものがあれば聞いてみたいんですが。個人の名称はもちろん結構ですから。

白附課長。

○白附課長 それぞれのケースのことについては私の方でちょっと把握はしていないんですけども、事務局が健康推進課の方になります。私の方でわかることにつきましては、或いは先般、片岡議員の一般質問の方でもありましたけども、避難行動要支援者名簿、或いは個別支援計画の記載内容についてどういうふうにすればスムーズに作っていけるかというようなことを課題として、話をしているということはわかつております。

○新田委員長 具体は他には、特にないということですね。

白附課長。

○白附課長 はい。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 特にその医療的ケア児に対する対応っていうのはちょっと違うものかなあというところがあるんですよね。それで受け入れがなかなかこう現状うまくできない部分があるっていうのは聞いてるので、そこの課題をどうしていくかっていうところが大事だと思うんですけど、そこら辺は何か思われてるところが、市としてできることありますかね。

白附課長。

○白附課長 私もその現場の方の状況というのは詳しくはないんですけど、特に医療的ケア児につきましては医療を行う行為の方がですね、なかなか誰でもできるようなものではないということは伺っております。なので例えば訪問看護でありますとか、短期入所を受けていただく看護師のいる施設についてもですね、その子どもさんが利用される際には中で共有してですね、このことについての対応、対応というか措置の仕方とかですね、いろいろと共有させていただいてるということは聞いております。ただ、どうしてもシフト等の関係もありますので、同じ方がそこへずっと対応するということは難しいこともあります、なかなかその継続した利用というのが難しいという現状も聞いております。

○新田委員長 その他、委員の皆さんございますか。

片岡委員。

○片岡委員 私の方から先般一般質問でもさせていただいたんですけども、災害時の要支援、個別避難計画についてお伺いさせてもらったんですけど、個別に医療ケアが必要な方の個別計画できてないというふうに私は認識をさせてもらったんですけども、危機管理監が答弁されて、要支援者については人数を把握して場所を把握してますみたいな感じだったんですけども、医療的ケア児については、人数とか、誰がいるとかじやなくて、どう逃げるかっていう計画が大事だと思うんですけども、今後これ作られるにあたって、危機管理監が作られるのか、福祉保健部が担当されるのか、どちらが作られるのかってのが1点と、

これをやるにあたって、これも一般質問で訓練の方ができているのかっていうことで、実際やってみないとわからないことって結構いっぱいあるので。

○新田委員長 白附課長。

○白附課長 まず計画の策定はですね、どちらが作るということではなく、みんなでつくるというふうに認識をしております。ただ先ほどありましたように、今の避難行動要支援者名簿はですね、身体障害者手帳、或いは要介護認定の等級で名簿を作ることになっておりますので、その中にその子が医療的ケア児という表記はありません。なので危機管理課の方では把握はしてないというふうになってくると思います。ですけども先ほどからありますように、どこが作るかということになってくると、危機管理の名簿だから危機管理が作ってくださいということではなくてですね、それに関わるところが、その方の計画を立てるために、ケア会議みたいのを開いてですね、関連している事業所でありますとか危機管理、保健師も含めてですね、どういうふうな、本当にその方が福祉避難所でいいのか、それとも事前に何かこう、人工呼吸器とかをつけておられる方については機械ごと引っ越しをするような形になりますので、そういう方の計画は事前にどういうふうな動きをしていけばいいのかというのは、みんなで集まって話をするというようなことになってくると思います。それで訓練もですね、訓練は、多分私の記憶であれば、各自主防災組織等をですね、中心に行うような形になっとるんですけども、そこに医療的ケア児の方、或いは家族の方が参加されるかというところはちょっとまだできてないんだと思います。ということでこういうふうな訓練がありますということにつきましては、各自主防災組織でありますとか、危機管理課が関わるときには、そういうふうな周知もしてもらいながらですね、実際、何を準備する必要があるのかとか、どういうふうに動けばスムーズにそこの避難するところに行けるのかとかいうことをやっぱり実際の訓練をしてみて、経験してみないとわからないことがありますので、そういうこともしっかりと必要性については、福祉保健部の方でも周知をしながらですね、どちらの課ということではなくてですね、関わるところが関わって、しっかりと周知していくところは大切だと思っております。

○新田委員長 他にございますか。

國重委員。

○國重委員 民間施設の支援のことについてちょっとお伺いしたいと思うんですけども、当然、今どこの家庭とか云々でもですね、太陽光とかですね、その蓄電池を設置されておりますけど、行政的なものは大きな病院とかなんかっていうのは、必ず太陽光と蓄電池でされてると思うんですけど、民間の施設に関しては、そういう補助とか支援的なものはないんですか。

○新田委員長 白附課長。

○白附課長 民間の事業所とか法人はですね、県にもそういう似たような事業があるというふうに聞いておりまして、それによって太陽光、太陽光じゃないな、非常用発電装置とかですね、そういうものを設置しているというのは聞いたことがありますので、市ではないんですけど全くないというわけではないという

ふうに認識しております。

○新田委員長 その他、在宅看護についてはいいですか。在宅看護の現状が幾らか触れられましたが、市立三次中央病院のいわゆるレスパイトも含めて、在宅看護、いわゆるレスパイトですね、在宅の現状と利用ニーズがなかなか増えていないという現状を今後どう改善というか、より利用しやすくするかというようなことは検討されていませんか。

白附課長。

○白附課長 まず、医療的ケア児の在宅レスパイト事業なんですけども、また決算の方でも説明をさせていただこうと思うんですけども、令和4年度から実施をしまして、令和5年度、令和6年度については実績がゼロということになっております。三次市として、この事業を行っているんですけども、まずこの事業ですね、在宅で医療的ケアが必要な児童が訪問看護を利用するということが大前提になります。訪問看護は利用可能な時間が90分までということになっておりますので、それを越えた場合には自己負担が発生します。その自己負担に対して、市の方から助成をしまして、利用していただく時間を延ばしていくこうというものがこの在宅レスパイトの制度になっております。ただですね、利用が少ない要因としましてはですね、やはり医療的ケア児として、在宅レスパイトを利用されてる、利用が少ないということ。それと、統計とかではとっておりませんけども90分を超える利用が、現在のところまだないということが想定をされます。訪問看護事業所もですね、市内、先ほどから事業所が少ないということをいろいろ言われておりますけども、訪問看護事業所につきましましても、市内では事業所が少ないので、こちらの方の事業所は介護保険等ですね、サービスもあわせて行っておられることもありまして、サービスの提供でありますとか90分を超えたところの利用の時間調整や日程調整も難しいんじゃないかということも1つの課題であります。なかなかその時間を超えたものについての利用がないというのが、この在宅レスパイトの課題だというふうに考えております。それとですね市立三次中央病院で行っております医療的ケア児の短期入所なんですけども、こちらの方も先ほど言いましたように、どうしてもですね、専門的な知識とか対応が必要になってくるということで、看護師の対応が難しいというところも伺っております。ですけども、その利用のニーズがないわけではありませんので、医療機関でのそのシフトでありますとか、人員の配置をお願いするということもしていきたいと思いますし、ある程度早い段階からですね、もし利用の計画が立てられるようでしたら、そういうことも対応していただきながら、市立三次中央病院で受け入れをお願いする体制をお願いしたいというふうに考えております。

○新田委員長 在宅の方のレスパイトの中で90分を超える部分は、補助していくというのが予算組、その実数はゼロっていうふうにありましたか、市立三次中央病院の方はニーズがあるというふうにありますて在宅看護の方の90分までの利用の現状つちゅうのはあるんですか。

大原健康推進課長。

○大原健康推進課長 健康推進課の方にはですね、訪問看護ステーションの方から情報提供書というもの

が毎月届けられております。これを見ますと、医療的ケア児と思われる方からの情報提供がありまして、その中では、ご家族がレスパイト目的で訪問看護に入っていた大変助かったというふうなお話もありましたり、あと訪問看護で頑張ってみているけれども、あのときには、市立三次中央病院のレスパイトを希望されているが、それがなかなかかなわないので、残念がっておられますというふうな声なども、その情報提供書の方で拝見をしておるような状況です。ある一定数、今何件、情報提供をいたしているかちょっと今把握をしていないんですけども、4～5件は情報提供をいたしてたように感じております。

○新田委員長 ニーズはだから、そこはゼロじゃない。90分までのニーズは利用者はいるということですね。

大原健康推進課長。

○大原健康推進課長 はい。

○新田委員長 わかりました。その他ござりますか。

増田委員。

○増田委員 ちょっと先ほどの質問に関連するんですが、市立三次中央病院の方の受け入れが難しい、もちろん看護師の専門性とかそういうの高めていかないという部分はもうちょっと、病院事業としても頑張っていただきたいと仰せんし、民間の施設との交流の中で知識を上げていく看護師の、そういった専門性を高めていくというのはいるんかなと人的面ではいるんですけど、市立三次中央病院も厳しい状況というのが経営的にもあるんで、もし予算の面でそこは病院の方で、予算面で工面できないんで、もしできないいうのがあったら、こういった分がもあるんだったら、一般会計とかこっちのね、福祉保健部のほうの予算なりの繰り入れとかそういった部分で、必要性があるってことなんでそういった部分で、取組が必要なんではないかなとちょっと聞かせていただいたんですけど、そのあたりはいかがなんでしょう。

○新田委員長 白附課長。

○白附課長 ちょっと、私の方でもはっきりこれを言っていいかどうかわかんないんですけど、病院の方の人事のことになりますので、こちらの方ではっきりと人を増やしますとかいうことは言えないというふうに思います。ただ、専門的な知識も要りますし、何らかの研修とかがあるようでしたら、そのことについては社会福祉課の方からもお話をできると思うんですけども、対応してくる看護師について市の方から補助金を出すというのは市の機関ですので、なかなかその分は難しいんじゃないかというふうに考えております。

増田委員。

○増田委員 ちょっと病院の方でないんで、お答えにくいかなと思うんですけども、予算面の制約で、この配置ができないっていうわけではないんですかね。そのあたりはどうなんでしょう。

○新田委員長 大原健康推進課長。

○大原健康推進課長 はっきりと市立三次中央病院の方からこういう理由でということは伺ってはいない

んですけれども、今、みよしこども診療所の看護師にもですね、医療的ケア児に関わっていただくことができないかというふうに尋ねた経験がございます。そうしましたら、やはり難しいと。一定程度、研修を受けてみないといけないし、あと子どもさん一人一人に対応が異なってくるんだと。なので経験をしたことのない子どもさんをいきなり見るというのは大変ハードルが高いんだというふうなことを伺いました。そういったところもありまして、市立三次中央病院の方でも、普段見ていらっしゃる子どもさん、医療的ケア児さんであれば、人数、人員配置が整えば受けていただけるんではないかと思いますが、よその医療機関へかかっておられる医療的ケア児さんを市立三次中央病院で受けようと思ったならば、1度はそういった手技を確認をした上でないと、受けるのが心配というふうに考えられるんではないかなと、こちらでは想像しております。

○新田委員長 その他ございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 入浴ですよね。これってなかなか、どうなってるのかなっていうのは施設でできるところもちょっと限られてますけど、その辺、どういったところでできて、ご自宅でされるのも大変なのかなっていう、いろいろあるんですけど。その辺ちょっとわかれば教えていただきたいんですけど。

○新田委員長 白附課長。

○白附課長 すみません。各事業所でのですね、入浴の状況についてまで把握をしておりません。ただ、通所の事業所には入浴は多分ないと思いますので、利用されるとすれば短期入所なのではないかというふうには思っておるところなんんですけども、私が以前聞いたことがあるのは訪問介護ですね、ホームヘルパーの利用をしながら家族の方が一緒に自宅で利用されているというのは伺っておりますし、用具によってはその障害児とかの日常生活用具の中に入浴補助の用具がありますので、そういうものとかを活用していくべきながら、家の方で入浴をしているということは伺ったことがあります。すみません。施設、事業所の方での入浴については把握をしていないところです。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 この資料の中に訪問入浴サービス事業というのがあるんですけど、これはじやあ、実際には行われてはないと。で、この間、こごみさんにはその入浴っていうことは、来ていただければ施設で入浴ができるようには聞いたんですけど、その訪問入浴サービスっていうのは、そういったのは実際に行われてないってことですかね。

○新田委員長 白附課長。

○白附課長 訪問入浴につきましても障害者の方は伺ったことがありますけども、医療的ケア児の訪問入浴というのは、サービスの実績として伺ったことはない。利用ができないわけじやなくて、多分利用できるんかもしれませんけども、先ほどのケアのこともありますので、なかなかそれは難しいんじゃないかなというふうに考えております。

○新田委員長 松家健康推進係長。

○松家健康推進係長 先ほどの内容にちょっと付け加えさせていただくんですけれども、事業所の方でも、入浴が通所でできる箇所があるかと思います。実際受けいらっしゃる方もお聞きしている状況です。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 どことは言えない。

○新田委員長 松家健康推進係長。

○松家健康推進係長 こごみさんのところで。

○新田委員長 その他ございますか。

片岡委員。

○片岡委員 施設利用されようと思ったときに、その送迎については補助があるんかどうか。なかなかその補助がないんだっていうことで、事業所の方が負担をされてるっていうケースも聞くんですけど、その辺の補助もできないんかどうか。ガソリン代とか、自分で通うのって結構難しいじゃないですか。なんで、おそらく専用の車じゃないと難しいと思うので、その辺の補助あるかどうかちょっと。

○新田委員長 白附課長。

○白附課長 送迎につきましては、そのサービス提供の際の請求ですよね。サービスの方の請求に送迎の加算というのがありますて、それで送迎をした場合には請求できるように、その分を公費で払うという形になっております。ただ、それだけでは多分、実際金額等をですね、比較したことはないんですけども、それだけじゃ足りないというふうに考えてるところです。ですが今のところその送迎に対する補助金とかいうのはありません。先般、国の交付金を使ってですね、価格高騰のものをさせていただいたんですけども、今回は訪問通所ではなくて訪問系のサービスをさせていただいてるところです。それは訪問系のサービスの単価の方が下がりまして、そういうところ、何らかの支援が必要ということで、訪問系をさせていただいているんですけども、その前に前々回までは、入所施設或いは通所、訪問もすべてですね、基準額を決めて、支援をさせていただいているところになります。

○新田委員長 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようですので、以上で所管事務調査を終わります。福祉保健部の皆さん、ありがとうございました。

(福祉保健部退室)

○新田委員長 以上で、教育民生常任委員会を終了します。委員の皆さん、ご苦労さまでした。

午後2時42分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和7年9月10日

教育民生常任委員会

委員長 新田 真一